

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1002	10021010	五味子に対する薬事法規制条項の撤廃	五味子を生薬としてではなく食品として自由に国産化し自由に食品化する。	五味子の国産化においては、チョウセンゴミシを栽培し、五味子を国内生産し、五味子の食品化においては、五味子を利用した食品を開発し、製造し、販売する。五味子の国産化によって、荒廃水田を再生し、地域農業経済を活性化し、五味子の食品化によって、ハヶ岳西麓における誘客を刺激し、地域観光業を活性化する。	五味子は、生薬に分類され、薬事法の規制を厳しく受けるので、自由に国産化あるいは食品化出来ない。五味子酒のビジネスを検討した数年前、薬事法をクリアできなかったため、新規ビジネスを断念した。五味子は、薬事法制定の前から既に、山間地の民の健康食品として知られていたが、山野の環境が植林によって変化して、五味子の採取が困難になったので、長芋あるいは米澱粉などのように食用に堂々と供されている生薬とは違って、利用が途絶えてしまい、殆ど忘れられた存在になっている。しかし、五味子は、五味子飲料として中国で実用化されており、五味子茶あるいは五味子味噌として韓国で利用されていることから、漢方薬の先進国における五味子利用の継続は五味子が安全な食材であることを傍証している。因みに、本提案者らは、五味子の安全性を確認するために、五味子抽出液を数年に亘って飲用し続けて来たが、副作用の兆候を何ら感じてはいない。したがって、五味子の食品化には問題がない。五味子を規制している薬事法が生きている限り、五味子を地域活性化の梃子にしようとする試みは潰える。	長野県	個人	五味子自由化特区	生薬に指定されている五味子は薬事法によって厳しく規制されているので、国産化あるいは食品化などの自由化を推進するためには、薬事法の規制が外されねばならない。昔から山間地の民の健康食品であった五味子の自由化が認められれば、五味子食品を梃子にした観光客の誘致が期待され、かつ五味子の国産化を契機とした地域農業の活性化が期待される。五味子は、生薬に区分されている生姜、唐辛子、小麦澱粉などに類して、伝統的な安全食品であるので、五味子の自由化には問題がない。構想区域のハヶ岳西麓は、観光業が低迷し、農業も衰退の方向に在るので、観光業、農業を組み合わせた特区の創設により、観光業、農業の回復を図りたい。
1007	10071010	薬剤師が常駐する集中管理センターと医薬品を販売する店舗とを情報通信設備でつなぎ、薬剤師を複数の店舗に遠隔的に配置することにより、それぞれの店舗に医薬品の一般販売業の許可を認める特例	現行法においては、医薬品を販売する店舗に実地にて薬剤師を配置させなければ、医薬品の一般販売業の許可を得ることはできない(薬事法第27条、第8条1項)。また、通達においても、店舗における薬剤師の常時配置が求められている(昭和33年5月7日薬発第264号)。しかし、他方で、深夜早朝については、テレビ電話等を通じて薬剤師と連絡が取れれば足りるとし(平成16年9月3日薬食監麻発第0401009号及び厚生労働省告示第193号)、上記薬事法及び通達の規制は限定的とはいえ、緩和される方向で修正されている。本申請は、この規制緩和をさらに拡充し、深夜早朝に限り、一日の営業時間全てについて、店舗からテレビ電話等を通じて薬剤師と連絡が取れること、及び、薬剤師が各店舗を一日に一度ないし数度、各店舗を巡回するか、若しくは、店舗内の従業員が集中管理センターに業務報告を行うことにより、医薬品の管理を徹底し、コンビニの各店舗が医薬品の一般販売業の許可を得た上で、医療品の一般販売業を営む。これにより見込まれる医療費の削減効果は約3000億円、新しく創設される市場規模は約1000億円と予想される。	テレビ電話その他の情報通信を行うための設備(動画及び音声により、医薬品の情報提供及び収集並びに医薬品についての確認を適正に行うことができるもの。)を薬剤師駐在の集中管理センター及びコンビニエンスストアの複数の店舗に設置し、相互に連絡が容易に取れるようにし、薬剤師が一日に一度ないし数度、各店舗を巡回するか、若しくは、店舗内の従業員が集中管理センターに業務報告を行うことにより、医薬品の管理を徹底し、コンビニの各店舗が医薬品の一般販売業の許可を得た上で、医療品の一般販売業を営む。これにより見込まれる医療費の削減効果は約3000億円、新しく創設される市場規模は約1000億円と予想される。	コンビニは、便利な拠点に店舗が配置されており、また、24時間営業であることから、社会的に見て、身近な小売り品販売のインフラとしての社会的地位を確立しつつある。そのようなコンビニで医薬品が販売されることは多くの消費者が望むことであり、特に急病にかかった時にコンビニに医薬品があると大変便利であるとの消費者の声が多く聞かれる。ただ、コンビニの各店舗に実地にて薬剤師を配置することは経済コスト的に見合うものではなく、そのような方策は現実的ではない。テレビ電話その他の情報通信に関する技術は現在格段に進歩しており、鮮明な映像・音声での双方向通信を可能にしている。この通信技術を用いれば、薬剤師を遠隔地に配置しても、消費者と薬剤師のコミュニケーションは十分可能であり、医薬品の対面販売の趣旨が損なわれることはない。本プロジェクトが実現可能になれば、消費者の医薬品へのアクセスは容易になり、社会正義にも資すると言えよう。そこで、ソフトバンクBB(株)は通信事業者の先駆者として、情報通信設備を利用したコンビニにおける医薬品販売を可能にすべく、この度の特区を申請した次第である。	東京都	ソフトバンクBB株式会社	薬剤師はどこ?! コンビニで薬が買えるプロジェクト	現在、コンビニでは一般用医薬品の販売は認められておらず、医薬部外品の販売のみが認められているにすぎない。しかし、一般用医薬品のコンビニでの販売は多くの国民が希望しているところである。この点、厚生労働省は、医薬品販売業を営む者が、昼間の間に薬剤師を店舗に実地に配置すれば、夜間に通信情報機器を利用することで薬剤師を遠隔配置する場合でも一般販売業の許可を出している。本提案はその規制をさらに緩和し、情報通信機器を利用する薬剤師の複数店舗への遠隔配置を全面的に認める特区の創設を提案し、ひいては、当該特区でのコンビニによる一般用医薬品の販売を実験的に試みようとするものである。
1010	10101010	幼稚園免許及び保育士資格簡易一元化構想	幼稚園免許及び保育士資格を持っている場合、幼児保育や小児保健について1週間程度の講習を受けると、保育士資格が取得できるようにする。また、保育士資格を持っている場合、幼児教育についての1週間程度の講習を受けると、幼稚園免許が取得できるようにする。	幼稚園免許と保育士資格はとても重複するところがあります。幼稚園免許は短大を卒業しないともえ、また、幼稚園免許を持っていても、また新たに保育士の資格を取るとなると、膨大な時間と費用を要します。足りないところだけ、講習で補って、どちらか一方の免許を取得していれば、残り一方の資格を簡易に取得できるようにする。	幼稚園免許と保育士資格はとても重複するところがあります。幼稚園免許は短大を卒業しないともえ、また、幼稚園免許を持っていても、また新たに保育士の資格を取るとなると、膨大な時間と費用を要します。足りないところだけ、講習で補って、どちらか一方の免許を取得していれば、残り一方の資格を簡易に取得できるようにする。	兵庫県	株式会社チャイルドハート	幼稚園免許及び保育士資格簡易一元化構想	幼稚園免許を持っている場合、特に乳児について、小児栄養や小児保健についての1週間程度の講習を受けると、保育士資格が取得できるようにする。また、保育士資格を持っている場合、幼児教育についての1週間程度の講習を受けると、幼稚園免許が取得できるようにする。
1011	10111010	理学療法( )届出を行った保険医療機関における理学療法( )算定可能なあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者の規制緩和	理学療法( )の届出を行った保険医療機関において「運動療法機能訓練技能講習会を受講したあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合に限り、理学療法( )の届出を行うことなく理学療法( )を算定できる。」とあるが、あん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者に日本体育協会認定アスレティックトレーナーを追加する	理学療法( )又は総合リハビリテーション施設届出保険医療機関におけるあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者に、日本体育協会認定アスレティックトレーナーを追加することで、近年スポーツ選手を中心として増えつつあるスポーツ傷害患者に対し、高度なスポーツ医学の専門知識と経験に基づいた最適なりハビリテーションを提供する。	当医療法人がクリニックを開設している勝浦市では、市内に大学があり、更に日本体育協会認定スポーツドクター常勤でもあることから、郊外でありながらもスポーツ活動に起因する障害・外傷の受診者が多く、医師以外の理学療法従事者にも高度なスポーツ医学の専門知識が必要とされています。しかし、高度なスポーツ医学の専門知識と理学療法従事者に必要な知識・経験を兼ね備え、理学療法に従事出来る人材は都市部と違って非常に少ない、という現状であります。一方で、市内大学にはアスレティックトレーナー(以下AT)専門課程があり、理学療法士と同等の基礎課程、更にスポーツ医学を学び、理学療法の現場で実習を重ねるAT有資格者達がいます。そこで、こういった資質の高い経験ある人材を有効活用することで、スポーツ傷害患者に高度なスポーツ医学の知識と経験に裏付けされた最適なりハビリテーションを提供し、ひいては国民の保険・医療・福祉及び介護の領域におけるマンパワーとして、又今後重要となっていくであろう成人病や要介護状態の予防における高度な知識と経験を持つ担い手として安定供給していく為にも職業人としての地位を確立する必要があると考え、今回の提案をいたしました。	千葉県	医療法人社団南洲会勝浦整形外科クリニック	スポーツ選手のためのリハビリテーション特区	理学療法( )又は総合リハビリテーション施設届出保険医療機関におけるあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者に、日本体育協会認定アスレティックトレーナーを追加することで、近年スポーツ選手を中心として増えつつあるスポーツ傷害患者に対し、高度なスポーツ医学の専門知識と経験に基づいた最適なりハビリテーションを提供する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1011	10111020	理学療法士以外の従事者による理学療法( )算定可能な保険医療機関の規制緩和	理学療法( )の届出を行った保険医療機関において「運動療法機能訓練技能講習会を受講したあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合に限りア～ウに準じて、理学療法( )の届出を行うことなく理学療法( )を算定できる。」とあるが、対象となる保険医療機関に総合リハビリテーション施設の届出保険医療機関を追加する	理学療法( )又は総合リハビリテーション施設の届出を行った保険医療機関において、運動療法機能訓練技能講習会を受講したあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合に限り、理学療法( )の届出を行うことなく理学療法( )を算定できるものとする	受診を希望される一人でも多くの患者へ医療サービスを提供する為、理学療法( )から総合リハビリテーション施設への移行を計画しても、現状では移行した途端に従来担当していた理学療法士以外の従事者が理学療法を実施できなくなることになり、従事者は勿論患者にとっても非常に困惑する状況となります。患者が安心してリハビリテーションを行えるよう現場での混乱を、又都市部以外での人材確保の困難さを解消する為にも、理学療法( )だけでなく総合リハビリテーション施設も対象としていただきたく、今回の提案をいたしました。	千葉県	医療法人社団南洲会勝浦整形外科クリニック	スポーツ選手のためのリハビリテーション特区	理学療法( )又は総合リハビリテーション施設届出保険医療機関におけるあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者に、日本体育協会認定アスレティックトレーナーを追加することで、近年スポーツ選手を中心として増えつつあるスポーツ傷害患者に対し、高度なスポーツ医学の専門知識と経験に基づいた最適なりハビリテーションを提供する。
1014	10141010	診療所における病院名称使用制限の特例について	診療所における病院名称の使用を特例として認めて欲しい。 当病院では、平成19年4月に診療所に切り替える予定です。	病院から診療所(平成19年4月予定)になったとしても、医療提供水準を保持しながら行ってまいりますので、住民が慣れ親しんだ病院名称を使用させて欲しいのです。	町においては、保健、医療、福祉、介護分野における連携の基、総合福祉計画の推進を図ります。 その中で、施設間(病院、特養ホーム、老健施設等)連携の上で、病院医療施設の縮小が可能となり、住民の福祉充実と利便性が向上するとともに病院経営にも効果的と判断できました。しかし、病院規模の縮小といえども医療法により医師の標準数を満たしていないと許可になりません。経営上からも止む無く、医師数の制限のない診療所を選択せねばならず平成19年4月に診療所といたします。今までどおりの医療提供水準でやっておりますが(但し、入院病床数は19床に減りますが、100床の老健施設と連携で問題はない)、住民や患者には長年慣れ親しんできた病院に対する信頼や愛着があり診療所という名称に少なからず抵抗があるのが現状であります。 従って、診療所といえども今までの病院と変わらない医療を提供してまいりますので、住民や患者の安心感持続のためにも病院名称の使用を特例として認めて欲しいのです。	北海道	北海道鹿追町	診療所における病院名称使用制限の特例について	町全体の医療・福祉行政を効率的に推進していくときに、保健、福祉、医療、介護分野での連携は欠かすことができないし、その上で、それぞれの分野が運営に成果を上げていかなければなりません。 医療分野にあっては、従来の病院経営を特養ホームや老健施設と連携することにより施設規模の縮小が可能となりますが、診療所への切り替えを行うことで、患者や住民からは診療所という名のイメージに対する不安感があり課題となっている。 平成19年4月に診療所にいたしますが、従来の病院における医療提供を継続していただけない、患者や住民に信頼と愛着の深い病院名称を特区として使用することを認めて欲しいのです。
1025	10251010	地域福祉連携センターの設置	ゴールドプラン21があっても、どんな理想があっても、専門性を追求する施設団体は増えても逆に、総合的に対応できない領域のはばのきかせあいとなっている現状を考えたとき、相談窓口としては既存の窓口を利用してもらうこと、地域住民の方々には相談窓口をわかりやすくお伝えすることができる機能をもった第三者的中立公平なものが必要かと考える。 痴呆に関する相談窓口を見ても、岡山県保健福祉部長寿社会対策課としては、市町村・保健所・保健センター・最寄りの在宅介護支援センター・老人性痴呆疾患センター(県内2ヶ所)・岡山県精神保健福祉センター・岡山県高齢者サービス相談センター(社)呆け老人をかかえる家族の会岡山県支部と広報を出しています。 相談窓口はたくさんあっても、何を相談するかによって相談場所すらもどこにしていいいのかかわからないのが現状です。 地域住民が最大の利益を受けられるかどうかは、地域住民にまず、どこに相談すればいいのかを伝えて情報提供していかなければならない。 専門性を追求している相談窓口が多だけに、総合力を備えた受付窓口を設置することで、地域福祉連携の中心として活動する。	地域福祉連携センターの大きな力となるのが、在宅介護支援センターである。一番地域にねざし、社会資源との関係ももっている。地域型在宅介護支援センターには相談協力員がいます。それを構成しているメンバーは、地域の民生委員、愛育委員、老人クラブ、町内会など、本当に地域を守っているネットワークを持っている方々です。そのネットワークの中に行政サービスの情報を提供していく。地域福祉連携センターの存在を知ってもらうことで在宅介護支援センターにはない情報をも提供していく。今年から倉敷市特定郵便局55ヶ所の郵便局長が相談協力員として委嘱をうけています。その強みを生かし、地域のお店にも情報提供のチラシの協力を依頼し、地域経済が有する地域住民との関係に地域住民のための情報発信元として地域住民とのネットワークの中心として働きをもってもらい、そのなかで地域のお店の福祉に対する意識が高まり、バリアフリーの意識の向上の効果があらげばと考える。 たとえば、高齢者の方々の相談ごとにははばが広いです。高額医療、高額医療貸付制度のことすらも知らない方が多いです。医療費に対する不安のければ、年金に対する不安も取り除く一因になるでしょう。 お孫さんの乳幼児医療の無料は何歳までかなど、高齢者のとりまく環境には、いろいろな不安があります。 地域経済、地域住民とかがかわるなか、地域の力を借りることで宣伝のコストを下げる努力をし、そのかわり、地域住民のために情報を提供するという関係の中、お互いを支えあう関係をつくりあげる指定管理者制度を積極的に活用し、地域の行政に対する信頼回復をねらい、市役所の一角に設けたい。 倉敷市役所市長公室公聴広報課が出している倉敷市民便利帳も、平成13年度発行以来とまっています。中核都市に移行するための宣伝だっただけかも知れませんが、倉敷市役所市長公室公聴広報課のような情報の把握、宣伝の権限があれば、倉敷市民便利帳も生かすことができるでしょう。それ以前に倉敷市役所市長公室公聴広報課も、地域とのネットワークづくりの提言をしていかないと、倉敷市民便利帳も無駄である。 地域ケアシステムと地域ケア会議のニーズキャッチシステム図の市町村・社会資源開発会議に属するののも一つの手だと考える。	市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)「平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会」はじめのなかに、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助けあおうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である。」とある。また、一人ひとりの住民への訴えでは、とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにわたっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。(中略)社会福祉推進の理念では、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある。と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。(中略)すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定をもとめた。とある。(中略)地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって、地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民による地域福祉推進のための参加や協力に立脚して策定されるべきである。 このようにすばらしい理念を掲げながら、社会福祉、地域福祉の新たな取り組みに、住民参加の機会が与えられていない。地域福祉の主体は住民であり、三者とあるならば、市町村が実施主体でないといけぬ理由は成立しない。また、新たな取り組みを住民とともに見出ししていくには、住民との連携を模索し、地域独自の取り組みを総合的に進めるために社会資源が協力し合い、実施主体を第三者が担うことで、地方公共団体を刺激し工夫のある取り組みを実現できるのではないか?	岡山県	個人	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなための地域福祉連携センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1025	10251020	在宅介護支援センターの財源確保	地域型在宅介護支援センターの財源は国庫補助から、老人福祉法に変わり、これからは、市町村財源に移行していきます。一番地域に身近である相談窓口である地域型介護支援センターの存亡の危機です。	<p>本来ならば、高齢福祉課の管轄である在宅介護支援センターは、基幹型も地域型も市役所外にその施設を設けています。行政は移動が多く、地域型の職員、基幹型職員も人材が確保されていない。</p> <p>そのため、情報の共有、高めあひも進まず、本来一番優秀に対応しなければならぬはずが、まったく機能しなくても許されるのが現状です。市の委託であればなおさら責任があるはずなのに、市の委託でまかなっているからサービスの向上がなされていない現状です。民間であるならば許されない話です。だから、財源も確保されず、やる気のある施設が委託を持ちつづけるのかもしれない。しかし、それで地域を本当に守ることができるのだろうか？公平中立である情報提供なくして、本当に地域を守っていける組織があるのでしょうか？ならば現存する在宅介護支援センターに業務改善をしていかなければいけない。</p> <p>たとえば、業務の一つである高齢者実態把握調査にしても、民生委員にもさせています。地域型在宅介護支援センターにもさせています。基幹型は失業対策という名目で、高齢者実態把握調査を人を雇ってしています</p> <p>なぜ一本化できないのでしょうか？</p> <p>行政は民生委員が訴えてもききません。</p> <p>民生委員は地域で重要な役割を果たし、申請書類によっては民生委員の印が必要なものもあります。そのことが原因で申請書類が地域から提出されない。逆に、民生委員の印が必要だからといって、相談・申請ができない地域住民がいます。</p> <p>本当に中立公平の立場を確保するには、民生委員の仕組みにも着手していかなければいけないし、本当に民生委員の印がいるのかも検討しなくてはならない。</p>	<p>市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)「平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会、はじめにのなかに、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である。」とある。また、一人ひとりの住民への訴えでは、とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。(中略) 社会福祉推進の理念では、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある。と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。(中略) すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定をもとめた。とある。(中略) 地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって、地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民による地域福祉推進のための参加や協力を立脚して策定されるべきである。</p> <p>このようにすばらしい理念を掲げながら、社会福祉、地域福祉の新たな取り組みに、住民参加の機会が与えられていない。地域福祉の主体は住民であり、三者とあるならば、市町村が実施主体でないといけない理由は成立しない。また、新たな取り組みを住民とともに見出ししていくには、住民との連携を模索し、地域独自の取り組みを総合的に進めるために社会資源が協力し合い、実施主体を第三者が担うことで、地方公共団体を刺激し工夫のある取り組みを実現できるのではないか？</p>	岡山県	個人	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のための地域福祉連携センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る
1025	10251030	地域ケア会議のチェック機能の整備	各関係機関との連携のために行われている地域ケア会議は、現在ただの人権侵害の場しかありえない。1つの高齢者台帳に基づいて話をしているも、その台帳自体の信憑性も低い。生活保護課の情報に基づいて、すべてそうらしいという情報のもと、つくられた台帳で、娘がうつ病にされていたり、家族関係も高齢者虐待と断言されたり、そのことについて基幹型に問い合わせたところ、後でその方の本当の状況を確認するということでした。その(省略)に確認したところ、高齢者台帳の候補として3つ出したうち、その1人の台帳を指定し、本来ならば、今後どう援助していくかというための話し合いであるにもかかわらず、今後一切この台帳の家族にはかかわるなど前もっていわれていました。	<p>地域ケア会議のチェック機能がはたらかないと、行政レベルで人権侵害をしていることを誰もかえることができない構造になっているのが現状です。</p> <p>それにかかわる人に与える影響を考えると、行政のマイナスでしかありえない。</p> <p>そのためにも地域福祉連携センターに市町村の社会資源開発会議の強化を含め、チェック機能をもたせる。</p> <p>まず行政レベルでの人権侵害を止めさせる。人材としては委任という形をとり、コストを下げ、第三者に管理、チェックしてもらうことにより浄化を図る。</p>	<p>市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)「平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会、はじめにのなかに、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である。」とある。また、一人ひとりの住民への訴えでは、とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。(中略) 社会福祉推進の理念では、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある。と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。(中略) すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定をもとめた。とある。(中略) 地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって、地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民による地域福祉推進のための参加や協力を立脚して策定されるべきである。</p> <p>このようにすばらしい理念を掲げながら、社会福祉、地域福祉の新たな取り組みに、住民参加の機会が与えられていない。地域福祉の主体は住民であり、三者とあるならば、市町村が実施主体でないといけない理由は成立しない。また、新たな取り組みを住民とともに見出ししていくには、住民との連携を模索し、地域独自の取り組みを総合的に進めるために社会資源が協力し合い、実施主体を第三者が担うことで、地方公共団体を刺激し工夫のある取り組みを実現できるのではないか？</p>	岡山県	個人	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のための地域福祉連携センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1025	10252010	地域福祉連携センターの設置	<p>ゴールドプラン21があっても、どんな理想があっても、専門性を追求する施設団体は増えても逆に、総合的に対応できない領域のはばのきかせあいとなっている現状を考えたとき、相談窓口としては既存の窓口を利用してもらうこと、地域住民の方々には相談窓口をわかりやすくお伝えすることができる機能をもった第三者の中立公平なものが必要かと考える。</p> <p>痴呆に関する相談窓口を見ても、岡山県保健福祉部長寿社会対策課としては、市町村・保健所・保健センター・最寄りの在宅介護支援センター・老人性痴呆疾患センター(県内2ヶ所)・岡山県精神保健福祉センター・岡山県高齢者サービス相談センター(社)受け老人をかかえる家族の会岡山県支部と広報を出しています。</p> <p>相談窓口はたくさんあっても、何を相談するかによって相談場所すらもどこにしていいいのかかわからないのが現状です。</p> <p>地域住民が最大の利益を受けられるかどうかは、地域住民にまず、どこに相談すればいいのかを伝えて情報提供していかなければならない。</p> <p>専門性を追求している相談窓口が多だけに、総合力を備えた受付窓口を設置することで、地域福祉連携の中心として活動する。</p>	<p>地域福祉連携センターの大きな力となるのが、在宅介護支援センターである。一番地域にねざし、社会資源との関係ももっている。地域型在宅介護支援センターには相談協力員がいます。それを構成しているメンバーは、地域の民生委員、愛育委員、老人クラブ、町内会など、本当に地域を守っているネットワークを持っている方々です。そのネットワークの中に行政サービスの情報を提供していく。地域福祉連携センターの存在を知ってもらうことで在宅介護支援センターにはない情報をも提供していく。今年から倉敷市特定郵便局55ヶ所の郵便局長が相談協力員として委嘱をうけています。その強みを生かし、地域のお店にも情報提供のチラシの協力を依頼し、地域経済が有する地域住民との関係に地域住民のための情報発信元として地域住民とのネットワークの中心として働きをもってもら。そのなかで地域のお店の福祉に対する意識が高まり、バリアフリーの意識の向上の効果があらばと考える。</p> <p>たとえば、高齢者の方々の相談ごとははばが広いです。高額医療、高額医療貸付け制度のことすらも知らない方が多いです。医療費に対する不安がのけずれば、年金に対する不安も取り除く一因になるでしょう。</p> <p>お孫さんの乳幼児医療の無料は何歳までかなど、高齢者のとりまく環境には、いろんな不安があります。</p> <p>地域経済、地域住民とかがかわるなか、地域の力を借りることで宣伝のコストを下げる努力をし、そのかわり、地域住民のために情報を提供する関係の中、お互いを支えあう関係をつくりあげる指定管理者制度を積極的に活用し、地域の行政に対する信頼回復をねらい、市役所の一角に設けたい。</p> <p>倉敷市役所市長公室公聴広報課が出している倉敷市民便利帳も、平成13年度発行以来とまっています。中核都市に移行するための宣伝だっただけかもしれませんが、倉敷市役所市長公室公聴広報課のような情報の掌握、宣伝の権限があれば、倉敷市民便利帳も生かすことができるでしょう。それ以前に倉敷市役所市長公室公聴広報課も、地域とのネットワークづくりの提言をしていかないと、倉敷市民便利帳も無駄である。</p> <p>地域ケアシステムと地域ケア会議のニーズキャッチシステム図の市町村・社会資源開発会議に属するののも一つの手だと考える。</p>	<p>市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)「平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会、はじめにのなかに、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である。」とある。また、一人ひとりの住民への訴えでは、とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにわたる社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。(中略) 社会福祉推進の理念では、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある、と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。(中略) すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定をもとめた。とある。(中略) 地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって、地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民による地域福祉推進のための参加や協力に立脚して策定されるべきである。</p> <p>このようにすばらしい理念を掲げながら、社会福祉、地域福祉の新たな取り組みに、住民参加の機会が与えられていない。地域福祉の主体は住民であり、三者とあるならば、市町村が実施主体でないといけない理由は成立しない。また、新たな取り組みを住民とともに見出ししていくには、住民との連携を模索し、地域独自の取り組みを総合的に進めるために社会資源が協力し合い、実施主体を第三者が担うことで、地方公共団体を刺激し工夫のある取り組みを実現できるのではないか?</p>	岡山県	個人	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る
1025	10252020	地域型在宅介護支援センターの財源確保業務改善支援	<p>地域型在宅介護支援センターの財源は国庫補助から、老人福祉法に変わり、これからは、市町村財源に移行していきます。一番地域に身近である相談窓口である地域型介護支援センターの存亡の危機です。</p>	<p>本来ならば、高齢福祉課の管轄である在宅介護支援センターは、基幹型も地域型も市役所外にその施設を設けています。行政は移動が多く、地域型の職員、基幹型職員も人材が確保されていない。</p> <p>そのため、情報の共有、高めあひも進まず、本来一番優秀に対応しなければならぬはずが、まったく機能しなくても許されるのが現状です。市の委託であればなおさら責任があるはずなのに、市の委託で委託料でまかなっているからサービスの向上がなされていない現状です。民間であるならば許されない話です。だから、財源も確保されず、やる気のある施設が委託を持ちつづけるのかもしれない。しかし、それで地域を本当に守ることができるのだろうか? 公平中立である情報提供なくして、本当に地域を守っていける組織があるのでしょうか? ならば現存する在宅介護支援センターに業務改善をしていかななくてはならない。</p> <p>たとえば、業務の一つである高齢者実態把握調査にしても、民生委員にもさせています。地域型在宅介護支援センターにもさせています。基幹型は失業対策という名目で、高齢者実態把握調査を人を雇ってしています</p> <p>なぜ一本化できないのでしょうか?</p> <p>行政は民生委員が訴えてもききません。</p> <p>民生委員は地域で重要な役割を果たし、申請書類によっては民生委員の印が必要なものもあります。そのことが原因で申請書類が地域から提出されない。逆に、民生委員の印が必要だからといって、相談・申請ができない地域住民がいます。</p> <p>本当に中立公平の立場を確保するには、民生委員の仕組みにも着手していかななくてはならないし、本当に民生委員の印がいるのかも検討しなくてはならない。</p>	<p>市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)「平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会、はじめにのなかに、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である。」とある。また、一人ひとりの住民への訴えでは、とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにわたる社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。(中略) 社会福祉推進の理念では、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある、と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。(中略) すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定をもとめた。とある。(中略) 地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって、地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民による地域福祉推進のための参加や協力に立脚して策定されるべきである。</p> <p>このようにすばらしい理念を掲げながら、社会福祉、地域福祉の新たな取り組みに、住民参加の機会が与えられていない。地域福祉の主体は住民であり、三者とあるならば、市町村が実施主体でないといけない理由は成立しない。また、新たな取り組みを住民とともに見出ししていくには、住民との連携を模索し、地域独自の取り組みを総合的に進めるために社会資源が協力し合い、実施主体を第三者が担うことで、地方公共団体を刺激し工夫のある取り組みを実現できるのではないか?</p>	岡山県	個人	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1025	10252030	地域ケア会議のチェック機能の整備	<p>各関係機関との連携のために行われている地域ケア会議は、現在ただの人権侵害の場でありえない。1つの高齢者台帳に基づいて話をしている、その台帳自体の信憑性も低い。生活保護課の情報に基づいて、すべてそうらしいという情報のもと、つくられた台帳で、娘がうつ病にされていたり、家族関係も高齢者虐待と断言されたり、そのことについて基幹型に問い合わせたところ、後でその方の本当の状況を確認するというところ。その(省略)に確認したところ、高齢者台帳の候補として3つ出したうち、その1人の台帳を指定し、本来ならば、今後どう援助していくかというための話し合いであるにもかかわらず、今後一切この台帳の家族にはかかわるなど前もっていわれていました。</p> <p>形だけの地域ケア会議のために、お宅を訪問し、援助しているセンターの職員の行動、思いを踏みにじり、地域の有力者と人権侵害の場としてしか生かせないですさん。</p> <p>何のための地域ケア会議なのか、その会議のためにいくら税金が使われているのか？倉敷市だけではなく(省略)はもっとひどいと聞いています。</p>	<p>地域ケア会議のチェック機能がはたらかないと、行政レベルで人権侵害をしていることを誰もかえることができない構造になっているのが現状です。</p> <p>それにかかわる人に与える影響を考えると、行政のマイナスでしかありえない。</p> <p>そのためにも地域福祉連携センターに市町村の社会資源開発会議の強化を含め、チェック機能をもたせる。まず行政レベルでの人権侵害を止めさせる。人材としては委任という形をとり、コストを下げ、第三者に管理、チェックしてもらうことにより浄化を図る。</p>	<p>市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)「平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会、はじめにのなかに、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である。」とある。また、一人ひとりの住民への訴えでは、とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。(中略)社会福祉推進の理念では、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある。と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。(中略)すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを提供する地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定をもとめた。とある。(中略)地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって、地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民による地域福祉推進のための参加や協力を立脚して策定されるべきである。</p> <p>このようにすばらしい理念を掲げながら、社会福祉、地域福祉の新たな取り組みに、住民参加の機会が与えられていない。地域福祉の主体は住民であり、三者とあるならば、市町村が実施主体でないといけぬ理由は成立しない。また、新たな取り組みを住民とともに見出ししていくには、住民との連携を模索し、地域独自の取り組みを総合的に進めるために社会資源が協力し合い、実施主体を第三者が担うことで、地方公共団体を刺激し工夫のある取り組みを実現できるのではないか？</p>	岡山県	個人	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置	それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る
1026	10261010	あん摩マッサージ指圧師等の養成施設設置に係る要件緩和	<p>視覚障害者の生活権確保のための、施設設置規制は、事実上、晴眼者による新たな養成施設の開設が否認される状況にあるため、養成施設での視覚障害者の雇用増加の条件を付すこと等で関係団体の意見書に変える等、視覚障害者の生活権確保の根本思想は残しつつも、新たな養成施設の施設設置規制を緩和することを望む。</p>	<p>事業内容 まちを元気付けるスポーツ振興は、げんきなまちづくりには欠かせない要素であるが、特に身体的発達途上の子供達には適切な能力を持つ指導者が必要であり、従来の要治療者とは異なる場面で、あん摩マッサージ師、はり師及びきゅう師等の能力が指導面で期待されている。よって、優秀な人材を育成、需要に応じるために、本規制改革によって、あん摩マッサージ師、はり師及びきゅう師の養成事業を実施する。</p> <p>経済的社会的効果 幼少期から身体的根拠を持つ指導を受けたスポーツ選手の育成が可能となることから、スポーツ障害の発生を画期的に減少させることができる社会的効果を期待できる。併せて医学的な根拠ある指導方法が確立されることから、広く選手層を育成することができ、特徴と根拠あるスポーツ振興が期待できる。相乗効果として、様々なプロチームの誕生により、スポーツをソフトとし、地方が活性化し、税収が増加する経済的効果と、新たな雇用による社会的効果が期待される。</p>	<p>人々に活気を与えるスポーツ振興は、「げんきなまちづくり」には必要不可欠な要素である一方、スポーツの盛んな地域では、過度な練習・事故などによるスポーツ障害も多く、結果的に本来の趣旨からすると本末転倒な事態となることも多い。</p> <p>特に、幼少期からのスポーツ選手育成においてはこれらの障害は、心と体の発達を阻害する危険があることから、身体面について医学的担保能力のある指導者が待ち望まれている。</p> <p>社会変化によって、あん摩マッサージ師の資質は従来の要治療者以外のスポーツ分野から強く求められており、本案による緩和により、地域に優良なスポーツ環境と、それに関連する地域の新たな雇用を生み出すものである。</p>	静岡県	個人	医療的担保型スポーツ振興によるまちづくりプロジェクト	「あん摩マッサージ師、はり師及びきゅう師に係る学校要請施設認定規則」の規制を改革して頂きたい存じます。人々に活気を与えるスポーツ振興は、「げんきなまちづくり」には必要不可欠な要素です。一方、スポーツの盛んな地域では、過度な練習・事故などによるスポーツ障害も多く、本来の趣旨からすると本末転倒な事態となっております。特に、幼少期からのスポーツ選手育成においてはこれらの障害は、心と体の発達を阻害する危険があることから、身体面について医学的担保能力のある指導者が待ち望まれており、当プロジェクトは、この課題を解決いたします。故に、元気ある「まちづくり」のために当プロジェクトは必要な提案であります。
1031	10311010	二次医療圏内における病院の統合再編整備に向けた病床規制の緩和	<p>病床過剰地域においては、新たな病院の開設許可は認められないこととされている。</p> <p>しかしながら、自治体病院等の再編整備に向けた場合については、病床過剰地域においても病床数が全体として増えないときは、自治体病院の新設あるいは増床を認める規制緩和がなされた。(構造改革特区 第5次提案)</p> <p>このことを拡充し、二次医療圏内において病床数が全体として増えないときは、自治体病院の統合に医療法人も含めた統合再編整備が制度的に可能となるようにする。</p>	<p>岩手県立釜石病院と釜石市民病院を統合し、岩手県立釜石病院の施設に両病院の医療機能を集約することにより、一般病床数を削減する。さらに、釜石市民病院の施設を活用して医療法人が療養病床を主体とした慢性期型病院を開設する。このことにより、急性期医療と慢性期医療の機能分化と連携の推進が図られ、医療サービスの提供体制が再編整備されることにより、地域の医療の完結性と医療水準が向上する。</p>	<p>岩手県立釜石病院と釜石市民病院の統合(平成19年4月を目途)により、二次医療圏内の一般病床数は250床削減されるが、現在の市内の入院患者数は、削減後の市内の総病床数よりも100人程度多くなっている。</p> <p>また、市内の高齢化率は3割を超え、長期の療養を必要とする高齢者が多くなっているが、圏域内には療養病床数が少ないことから、急性期医療を担う両病院にあっても、現在は慢性期患者を多く抱えている。</p> <p>このようなことから、地域の疾病の傾向や患者の医療ニーズに対応した保健医療サービスを提供するため、地域の病院の統合再編整備を積極的に進め、より効果的な医療機能の分担を図る必要がある。</p> <p>具体的には、統合後の岩手県立釜石病院が、圏域の中核病院として急性期医療を充実するほか、公的医療機関の責務として救急医療、高度医療、災害時の医療などの役割も担うものとする。</p> <p>一方、一般病床と比較し診療報酬の低い療養病床が主体となる慢性期型病院については、市直営では人件費等の経費がかさみ運営困難であるが、他にも病院を経営している医療法人が釜石市民病院施設を活用して開設することにより、初期投資を押しさえながら人件費等の経費を節減し、民間経営による効率的な運営を行うものとする。</p>	岩手県	岩手県釜石市	かまいし健康リネサンス構想	<p>県及び市が運営する2つの急性期型病院を統合し、県の病院に医療機能を集約することにより一般病床数を削減する。さらに、市の病院施設を活用して医療法人が療養病床を主体とした慢性期型病院を開設する。このことにより、急性期医療と慢性期医療の充実及び機能分化と連携の推進を図り、地域のニーズに対応した医療サービスの提供体制を整備する。さらに、市の病院施設の空き空間を活用して新たに診療所と保健福祉事業を展開することにより、保健・医療・福祉の連携による健康で安心して暮らせるまちづくりを進め、保健福祉サービスの充実、市民の支えあいによる健康意識の高揚、新たな雇用の創出、及び全世代の交流と社会参加の促進を図る。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1031	10311020	病院施設の一部を保健福祉施設に転用することを可能とする病院構造設備基準の緩和	病院施設と診療所、老人保健施設、疾病予防施設等は、同一の建物とすることが認められている。 そこで、このことを拡充し、病院の患者等に対する医療サービスの提供に支障が生じるおそれがなく、かつ、専用の入口を設けるなど施設区分を明確にすることにより、同一の建物内に病院と保健福祉に関する事務所・事業所などの施設を設置することを制度的に可能となるようにする。	岩手県立釜石病院と釜石市民病院の統合後、釜石市民病院の施設を活用し、医療法人が開設する慢性期型病院、個人の医師が開設する診療所及び市が開設する保健福祉施設について、同一の建物内において各事業を展開する。このことにより、保健・医療・福祉の連携による総合的かつ効果的なサービス提供が可能となり、地域の健康増進と医療費の軽減、福祉の増進が図られる。 (病院施設の一部転用の方法) 案：病院と保健福祉施設を一部同一階とするもの、フロア内に壁を造り病院と保健福祉施設を明確に区分するとともに、それぞれ専用の入口を設ける。エレベーターホールについても壁で区分し、エレベーター4基のうち1基を保健福祉施設専用のものとする。 案：病院と保健福祉施設を階ごとに区分(同一階にしない)するとともに、エレベーターも4基のうち1基を保健福祉施設専用とし、病院の階には停止しないようにする。	医療法人が釜石市民病院施設を活用して慢性期型病院を開設することにより、民間経営による効率的な病院運営が期待できる。しかし、療養病床を主体とした慢性期型病院では医師数が少ないことから、外来診療や初期救急医療への対応は必ずしも充分ではない。 そこで、病院施設の診療科や病床数が削減されたことに伴う空き空間を活用し、開業医を誘致して診療所を開設することにより、市中心部・沿岸部の医療ニーズや初期救急医療の充実を図ろうとするものである。 あわせて、市の保健福祉に関する事務所や地域包括支援センターなども入居し、市民の健康づくりや介護予防などに関する相談・指導事業をも行うことにより、市民や患者に便利なワンストップサービス化が図られるとともに、市と民間事業者による保健・医療・福祉の連携強化が図られる。	岩手県	岩手県釜石市	かまいし健康ルネサンス構想	県及び市が運営する2つの急性期型病院を統合し、県の病院に医療機能を集約することにより一般病床数を削減する。さらに、市の病院施設を活用して医療法人が療養病床を主体とした慢性期型病院を開設する。このことにより、急性期医療と慢性期医療の充実及び機能分化と連携の推進を図り、地域のニーズに対応した医療サービスの提供体制を整備する。さらに、市の病院施設の空き空間を活用して新たに診療所と保健福祉事業を展開することにより、保健・福祉の連携による健康で安心して暮らせるまちづくりを進め、保健福祉サービスの充実、市民の支えあいによる健康意識の高揚、新たな雇用の創出、及び全世代の交流と社会参加の促進を図る。
1037	10371010	酪農家が直接農場を訪れた消費者に対し、牛乳を提供できるようにする。	<事業を実現する上で必要となる規制改革事項の提案> 食品衛生法の緩和(乳等省令など)により搾りたての牛乳を消費者に提供する ・検査の方法:乳等省令に係る原乳及び製品検査については乳製品工場や牛乳検査機関に依頼する ・充填の方法:牛乳パックやビン詰めせず、殺菌機より直接蓋のできる容器に充填する ・殺菌の方法:自記温度計付きバステライザーによる65 30分又は75 15秒の殺菌を行う ・飲食する場所:食品衛生責任者が在籍する喫茶店許可施設内	牧場を訪れた消費者の皆さんに搾りたての牛乳を酪農家が直接提供し消費者と生産者の交流をはかり、地域活性化の原動力としたい。 <提供イメージフロー> 原料 乳 殺菌 充填 冷却保管 製品検査 施設内で提供 <経済的・社会的効果> 消費者は、自分の目で見た牧場で安心して牛乳を飲み、又、生産者は直接消費者に飲んで頂くことにより、生産努力の向上、生産環境の改善を図り品質向上や酪農への理解に寄与し、生産者と消費者の交流の輪が広がり農村地域の活性化につながる。	昨今、グリーンツーリズムや食農教育の推進により消費者の皆さんは牧場を心の癒しの場としたり、子供達の情操教育に役立てようと訪問する機会が多くなっている。この時、消費者の皆さんは「搾りたての牛乳を飲みたい!」という強い希望を持っている。 しかし、現在の規制では実現は困難であり、適合する設備にするために高額な資金が必要となり断念せざるを得ない。 そこで、牧場を訪問した消費者の皆さんに酪農家が直接牛乳を提供するための取り組みを実施したく提案するものです。	北海道	個人	搾りたての牛乳を消費者へ	牧場には、子供達が人間として成長するために必要な多面的な機能が多くのある。その為に、家族連れや学校の教育の一環として牧場を訪問する消費者が年々増加しております。牧場には受け入れる施設の拡充が進んでいる。皆さんは搾りたての牛乳を飲みたいという希望が多くありますが、現実的には「乳等省令」等が厳しく、牛乳を提供する事は出来ません。 そこで「乳等省令」の規制緩和によって酪農家自身が生産された牛乳を直接消費者に提供するための取り組みをすすめるものです。
1046	10461010	離島に所在する60床以下の保険医療機関における複合病棟の承認	第4次医療法改正により、一つの看護単位での一般病棟と療養病棟の健康保険に係る費用の算定がでなくなった。	小規模病床数の一つの看護単位で一般病床と療養病床が可となることにより島外での入院から、居住地内での加療が可能となり離島の医療環境が改善される。	離島における少ない人口地域では、患者・家族の医療負担を軽減し、病院運営を効率化するためにも小規模病院における病床の複合化は合理性があると考えます。	長崎県	長崎県新上五島町	複合病棟(病院)に関する基準の特例緩和	一つの看護単位で一般病床と療養病床の複合を可能とすることにより、島外・遠隔地への入院加療を強いられている離島住民の負担を軽減し、60床以下の小規模離島病院の経営の安定化にもつながるものであります。
1065	10651010	国民年金の加入選択制	国民年金に加入するか民間の個人年金に加入するかを本人が選択することができる。	国民年金に加入するか民間の個人年金に加入するかについて、本人に選択の余地を与える。皆年金制度を維持するために、国民年金又は民間の個人年金のいずれかには加入することを義務とし、民間の個人年金の場合は、最低でも国民年金と同等程度の保証があるものとする。	国民年金の未納が約40%となっていることや最近の日本世論調査会の調査結果で79%の人が社会保障制度が破綻していると考えているという財政的な問題もあるが、本来的にこれだけ豊かな日本において、公的年金の強制加入の規制を緩和し、個人の自己責任で民間の個人年金に加入することも認める選択制を設ける必要がある。	神奈川県	神奈川県逗子市	国民年金の加入選択制	国民年金の未納が約40%となっていることや最近の日本世論調査会の調査結果で79%の人が社会保障制度が破綻していると考えているという財政的な問題もあるが、本来的にこれだけ豊かな日本において、公的年金の強制加入の規制を緩和し、個人の自己責任で民間の個人年金に加入することも認める選択制を設ける必要がある。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1068	10681020	リラクゼーションマッサージの自由化	<p>医業類似行為は、人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為でなければ禁止処罰の対象とはならない。</p> <p>～ 昭和35年1月27日 最高裁大法廷判決(医療事故判例(資料))と在るとおり、人の健康に害を及ぼさない、治療行為ではないマッサージについては、「マッサージ」と呼び、その行為を上記の条件の下で行うことを認める</p>	<p>リラクゼーションを目的としたマッサージを行って良いものとする</p>	<p>現在既にかなりの規模でリラクゼーションマッサージが行われているが実際には「マッサージ」と呼ぶことができないなど歪んだ状態になっている。人の健康に害を及ぼさない治療行為ではないマッサージについては、正式に「マッサージ」と呼ぶことを許可して頂きたい。その上で、治療行為との明確な棲み分けの為の方策として、「治療行為ではない」事の明示、あんまマッサージ指圧師でないことの明示など義務化して行うことで、現状と逆の形でかかる側にわかりやすい、納得しやすい区別が行われるようになると思う。</p>	長野県、山梨県	株式会社星野リゾート	リラクゼーションマッサージの適法確認とリラクゼーションマッサージ施術者の在留資格化	<p>現在、様々な形で、人の生命や身体に影響を及ぼさない、健康の増進を意図したマッサージが「ボディケア、トリートメント」などの形式で行われている。しかしながら、現状は、何れもきちんとした技術を持った施術者がいないのが現状である。そこで、海外「スバ」などで、一定の経験を持つ施術者を「技能」又は「技術」職での在留資格に加えて頂く。</p> <p>・リラクゼーションマッサージの、要望する側の自己責任でのマッサージ実施の2点について要望するものである。</p> <p>リラクゼーション、癒しは今後の観光ビジネスのみならず、様々な分野に於てQOL追求の為に必須になりつつあるものであり、この分野のきちんとした形での解放をご検討頂きたい</p>
1073	10731010	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条における障害者の雇用率の算定対象の拡大	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条における障害者雇用率の算定対象となる雇用形態を、特定派遣に限って派遣社員も算定対象とする。この場合の障害者雇用率のカウントは、下記2通りの「選択制」とする。</p> <p>派遣先企業に0.5カウント、派遣元企業に0.5カウント 派遣先企業に1カウント、派遣元企業にはカウントしない。</p>	<p>特区の対象となる対象企業・労働者は下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣元(派遣会社)は松山市内に事業所を置く企業とする。</li> <li>・派遣先は松山市内で登記をしている事業所</li> <li>・労働者は住民票で松山市内を住所としている者</li> </ul> <p>派遣元(派遣会社)は、障がい者を常用雇用し、派遣先企業の依頼に基づいて派遣する。派遣期間は1年間を単位とする。</p> <p>労働者たる障がい者は、派遣先企業の指揮・命令に基づいて業務を遂行する。</p> <p>派遣元は、より高度・実践的な業務ができるよう、障がい者のスキルアップ・キャリアデザインを支援する。</p> <p>障がい者にとっては、働きながらこれらの支援を受けることができ、派遣先企業は、法定雇用率達成に向けて積極的に取り組みやすくなり、より優秀な人材を活用でき、総量として障害者雇用の拡大が図れる。</p> <p>例えば、100人の障がい者就労が実現すると、年間2億8800万円の支援費圧縮効果があるので、支援費が不可欠な方に重点的に配分できる。また、障がい者が所得を得ることで税収に寄与し、より良い地域福祉の担い手となる。所得増加によって消費活動が活発となり、地域経済の活性化につながる効果がある。</p>	<p>現状、障害者雇用促進法が要請する法定雇用率の算定対象は、正社員・期間の定めのない契約社員である。しかし、健常者であってもハードルが高くなってしまったこれらの雇用形態だけでは、直接雇用の負担を避ける企業にとって、就労の門戸を狭げづらい結果になっている。</p> <p>特に、299名以下の従業員を雇用する企業においては平成5年以降雇用率は下がり続けている。</p> <p>また、企業が障がい者に求める職務内容と、法が要請する雇用形態にはミスマッチが生じており、昨今の「多様な働き方を選択できる」時代に、結果として障がい者だけが働き方を選択できないでいる。</p> <p>従って、常用雇用を前提とした特定派遣によって、常用雇用を確保しつつも、昨今の労働市場にマッチした派遣形態により、今まで法定雇用率に達していなかった企業も積極的に達成に向けた取り組みが可能となり、総量として障がい者雇用の拡大が図れる。</p>	愛媛県	ソーシャルリンク株式会社	根拠のない社会ユニバーサルまつやま特区	<p>企業の大多数が中小企業であるわが国において、障がい者雇用拡大のためには、中小企業群へのアプローチが不可欠です。</p> <p>派遣は、企業規模の大小を問わず広く認知・利用されている雇用形態であり、経営手法として定着化しています。この現実に対応しながらも、障がい者の常用雇用を維持し、中小企業が障がい者を人材として活用しやすいシステムの構築が必要とされています。</p> <p>そこで、「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障がい者雇用率の算定対象となる雇用形態を、常用雇用が前提である特定派遣に限って派遣社員も算定対象とすることによって、障がい者の雇用拡大を図ると共に、雇用率改善、支援費の財政安定を図ります。</p>
1074	10741010	株式会社等による保険診療で医療を提供できる医療機関の設置及び運営	<p>新たに設立するSPC(特別目的会社)が、保険診療で医療を提供する医療機関(高度医療センター・付属病院)を設置し運営できるようにする。</p>	<p>海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センター・付属病院の設置及び運営については、安全の確保はもちろんのこと、サービスの向上、経営の効率化、資金調達など総合的な見地から、新たに設立するSPC(特別目的会社)が当たる。</p>	<p>「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、高度医療センター・付属病院の設置及び運営については、サービスの向上、経営の効率化、資金調達など総合的な見地から、新たに設立するSPC(特別目的会社)が当たるものである。</p> <p>医療法第7条第5項では営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる規定があるなど、株式会社等の医療への参入は基本的に認められていないことから、SPC(特別目的会社)が保険診療で医療の提供ができる医療機関の設置及び運営を行えるようにすることが必要である。</p> <p>なお、構造改革特別区域基本方針の別表1「番号910 病院等開設会社による病院等開設事業」の特例措置の内容においては、自由診療の分野に限られている。</p>	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	<p>旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1074	10741020	株式会社等による粒子線がん治療等が可能な高度医療機関の設置及び運営	新たに設立するSPC(特別目的会社)が、粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等の高度医療を提供する医療機関を設置し運営できるようにする。	海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センター・付属病院の設置及び運営については、安全の確保はもちろんのこと、サービスの向上、経営の効率化、資金調達など総合的な見地から、新たに設立するSPC(特別目的会社)が当たる。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、高度医療センター・付属病院の設置及び運営については、サービスの向上、経営の効率化、資金調達など総合的な見地から、新たに設立するSPC(特別目的会社)が当たるものである。医療法第7条第5項では営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる規定があるなど、株式会社等の医療への参入は基本的に認められていないことから、SPC(特別目的会社)が粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等の高度医療を提供する医療機関を設置し運営できるようにすることが必要である。例えば、粒子線によるがん治療適応患者数は年間約5万人にのぼり、関東以北の人口比率による旭川市における患者数は1千人以上が見込まれニーズは極めて高い。なお、構造改革特別区域基本方針の別表1「番号910 病院等開設会社による病院等開設事業」の特例措置の内容においては、診療科目の中に粒子線がん治療等が含まれていない。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。
1074	10741030	株式会社等による高度医療機関の特定承認保険医療機関の承認	新たに設立するSPC(特別目的会社)が設置・運営する高度医療機関が、特定療養費制度の高度先進医療を行う医療機関(特定承認保険医療機関)として、厚生労働大臣の承認を受けられるようにする。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の設置及び運営については、安全の確保はもちろんのこと、サービスの向上、経営の効率化、資金調達など総合的な見地から、新たに設立するSPC(特別目的会社)が当たる。SPC(特別目的会社)が設立及び運営する高度医療機関が特定承認保険医療機関の承認を受けることにより、医療保険が適用されない高度医療の基礎的な診療部分について特定療養費として保険給付の対象となり、患者の負担が軽減され多様なニーズに対応できる。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、高度医療センター・付属病院の設置及び運営については、サービスの向上、経営の効率化、資金調達など総合的な見地から、新たに設立するSPC(特別目的会社)が当たるものである。粒子線がん治療等には極めて高価な治療装置が必要であり、それに伴い治療費も高額となっており、がん罹患者の治療も進まず、がん撲滅につながらないという悪循環を繰り返している。この悪循環を断ち切るためには、SPC(特別目的会社)が特定承認保健医療機関の承認を受け混合診療(保険診療と保険外診療の併用)を認められることが必要である。昭和59年に創設された特定療養費制度において、健康保険法第86条第1項第1号の規定により特定承認保険医療機関として承認を受けている高度先進医療機関の多くは大学付属病院であり、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2の規定による要件があることから、株式会社が承認を受けた例が見られない。患者の選択を広げ地域に貢献するためには、SPC(特別目的会社)が特定承認保健医療機関の承認を受けられることが必要である。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。
1074	10741040	医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る外国人IT技術者受入れの促進	医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る外国人IT技術者の日本国内への受入れを促進する。構造改革特別区域基本方針の別表1「番号507 外国人情報技術者受入れ促進事業」の特例措置の内容に医科学(高度医療・遠隔医療等)の分野を追加する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、医科学(高度医療)に係るIT研修等を実施し優れた人材の育成を図るものであり、海外からの医科学(高度医療・遠隔医療等)に係るIT技術者の受入れを促進するため、当該外国人とその家族の在留期間を最大5年に伸長する。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、海外からの医科学(高度医療・遠隔医療等)に係るIT技術者を受入れるものであるが、現在、外国人とその家族の活動類型ごとの在留期間が最大3年となっている。また、構造改革特別区域基本方針の別表1「番号507 外国人情報技術者受入れ促進事業」の特例措置の内容においては、在留期間が最大5年となっているが、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を有する外国人及び情報処理活動に限定されている。医科学(高度医療・遠隔医療等)に係るIT研修等を実施し優れた人材の育成を図るため、海外からの医科学(高度医療・遠隔医療等)に係るIT技術者の受入れを促進するには、当該特例内容に医科学(高度医療・遠隔医療等)の分野を追加することが必要である。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1074	10741050	外国人医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の受入れ促進	外国人医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の日本国内への受入れを促進する。別表1「番号501,502,503外国人研究者受入れ促進事業」の特例措置の内容の一部を変更する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、海外からの医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の受入れを促進するため、当該外国人とその家族の在留期間を最大5年に伸長する。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、海外から高度な医療資格と医療技術を持つ従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)を受入れるものであるが、現在、外国人とその家族の活動類型ごとの在留期間が最大3年となっている。 また、構造改革特別区域基本方針の別表1「番号501,502,503外国人研究者受入れ促進事業」の特例措置の内容においては、在留期間が最大5年となっているが、「特定の分野に関する研究成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うこと」とその活動に条件が付けられている。 地域医療に貢献するため海外からの医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の日本国内への受入れを促進するためには、当該特例内容の外国人の活動について、「特定の分野に関する研究成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うこと」から、「特定の分野に関する研究成果を利用して行う事業に従事する活動を行うこと」に変更することが必要である。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。
1074	10741060	研修ビザによる在留期間の伸長並びに新たな在留資格による就労の認定	海外からの看護・介護研修生の研修ビザによる在留期間を5年間に伸長し、更に看護師・介護福祉士が国内資格を取得した場合に新たな在留資格による就労が一定期間認められるよう制度化する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、海外からの看護・介護研修生の研修、技能実習など人材育成を促進させるため研修ビザによる在留期間を5年間に伸長し、短期間では習得し難い技術等の習得を容易にするとともに、看護師・介護福祉士が国内資格を取得した際に新たな在留資格による就労が一定期間認められるよう制度化する。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、研修ビザによる海外からの看護・介護研修生を受入れるものであるが、現在、査証制度における研修目的の入国者は、査証の在留資格が「研修」とされ国内での就労が認められず、その在留資格は1年又は6か月であること、また、看護師・介護福祉士が国内資格を取得した際の新たな在留資格による就労も認められていないことから、十分な人材育成、国際交流を促進するためには、研修ビザによる在留期間を5年間に伸長するとともに新たな在留資格による一定期間の就労が可能となる制度が必要である。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。
1078	10781010	人材派遣及び人材紹介業の許認可の特例	・NPO法人という組織の特性を尊重した許認可にかかる審査の実施、もしくはNPO法人が申請した場合にかぎり、許認可制から届出制への変更	・既に設立済のNPO法人生涯現役支援センターで、人材派遣及び人材紹介の許認可を取得後、「高齢者」に特化した求人・求職活動を行い、最低基準の成功報酬、手数料で労使双方が使いやすく、そして喜ばれる就労システムを立ち上げたい。	・高齢化社会を迎え、勤労意欲の高い高齢者に就業機会を提供する事業は社会的意義が高いと思慮するが、既存の民間人材派遣業者・人材紹介業者は若年層に対するのに比して高齢者向けには積極的に取り組んでいないのが実情。こうした中で、NPOのような組織がこの分野に取り組むことができれば、より多くの高齢者が救済されると考えるが、通常の事業法人並みの許認可条件では厳しすぎて参入が容易ではない。	栃木県 東京都	NPO法人生涯現役支援センター、日本ニュービジネス協議会連合会	NPO法人による高齢者に特化した人材派遣・紹介事業	・NPO法人が高齢者に特化した人材派遣・人材紹介事業を手がけることで、最低基準の成功報酬、手数料を設定し、労使双方が使いやすく、双方にメリットのある就労支援システムを構築する。
1080	10801010	医院開業する場合の外国人医師の弾力的活用	日本人医師による病院において、外国の医師資格を持っている医師を診察治療に当たらせる	当該地域内の医院開業においては、わが国の医師国家試験によらない外国人医師を人数制限しつつ診察治療に当たらせる	居住外国人に対する診察治療に際しては、言語の壁があり、外国人医師の弾力的活用が望ましい	神奈川県、東京都	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区	医院開業する場合の外国人医師の弾力的活用、保健師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用、居住外国人子弟に係わる大学受験資格の緩和、外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和、在留期間の延長

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1080	10801020	保険師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用	外国の資格を持っている保険師助産師看護師、介護支援専門員にそれぞれの職務を行なわせる	当該地域においては、わが国の資格試験によらない外国人保健師助産師看護師、介護支援専門員を人数制限しつつ当該職務を行なわせる	居住外国人に対する看護、介護等に際して、言語の壁があり、外国人看護師等の積極的登用が望ましい	神奈川県、東京都	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区	医院開業する場合の外国人医師の弾力的活用、保健師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用、居住外国人子弟に係わる大学受験資格の緩和、外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和、在留期間の延長
1080	10801020	保険師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用	外国の資格を持っている保険師助産師看護師、介護支援専門員にそれぞれの職務を行なわせる	当該地域においては、わが国の資格試験によらない外国人保健師助産師看護師、介護支援専門員を人数制限しつつ当該職務を行なわせる	居住外国人に対する看護、介護等に際して、言語の壁があり、外国人看護師等の積極的登用が望ましい	神奈川県、東京都	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区	医院開業する場合の外国人医師の弾力的活用、保健師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用、居住外国人子弟に係わる大学受験資格の緩和、外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和、在留期間の延長
1086	10861010	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認と補助金対象施設の有効活用	児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準、第33条、第34条により保育園には調理室の設置義務があるため学校給食調理場からの給食提供は認められていない。又、学校給食法第7条、第9条、第1項、第3項(施設設備国庫補助金及び補助金返還)により補助金、起債等によって建設した学校給食調理場から目的外施設への給食提供は認められていない。同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。保育園への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。関連法:補助金適正化法第22条、同施行令第13条、第14条。	児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準、第33条、第34条により保育園には調理室の設置義務があるため学校給食調理場からの給食提供は認められていない。又、学校給食法第7条、第9条、第1項、第3項(施設設備国庫補助金及び補助金返還)により補助金、起債等によって建設した学校給食調理場から目的外施設への給食提供は認められていない。同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。保育園への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。関連法:補助金適正化法第22条、同施行令第13条、第14条。	公立保育園での投資費用の削減、一方、既設の補助金施設の効率的運用を図りたい。	静岡県	日本ニュービジネス協議会連合会	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認と補助金対象施設の活用	児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準、第33条、第34条により保育園には調理室の設置義務があるため学校給食調理場からの給食提供は認められていない。又、学校給食法第7条、第9条、第1項、第3項(施設設備国庫補助金及び補助金返還)により補助金、起債等によって建設した学校給食調理場から目的外施設への給食提供は認められていない。同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。保育園への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。関連法:補助金適正化法第22条、同施行令第13条、第14条。
1091	10911010	医師法第17条に基づく医師業務の運用緩和	医師法第17条の特例により、医師の研修を受けた教職員が痰の吸引をおこなう。	日常的に医療行為を必要としている児童生徒の普通学校への就学を可能とするために、医師法第17条の特例を導入する。対象児童生徒の主治医、学校医等の研修や指導を受けた教職員が保護者の同意を受け、痰の吸引の医療的ケアをおこなう。	医療的ケアが必要な児童生徒が、保護者等の付き添いがなくても地域の普通学校に通学が可能となる。	愛媛県	愛媛県新居浜市	普通学校における医療的ケア実施特区	医療的ケアの必要な児童生徒は、保護者等が付き添えない場合、普通学校へは通学できなくなるという問題が生じているので、医師等の研修を受けた小中学校の教職員が、たんの吸引等が必要な児童生徒の医療的ケアを行えるようにして、医療的ケアの必要な児童生徒が、保護者等の付き添いがなくても地域の普通学校への通学できるようにする。
1097	10971010	障害者の法定雇用率の算定	企業が在宅障害者に外注した場合、障害者雇用率に算入する。	発注金額を基に、基準単価により算定障害者数を割り出し、雇用率に算入する。	納付金と特例調整金に連動し、企業に障害者雇用を促進させることができ、ひいては少子高齢化社会の労働力不足に対応していく一つの方策ともなり得るため	茨城県	茨城県	障害者雇用率算定方式の改訂	障害者については、通勤等移動の制約や健康上の理由などから、職業的な自立が阻害されて、就業場所、就業形態など就業環境を整備する必要がある。IT社会の進展などにより、在宅ままで就労が可能となる分野が拡がりつつある状況を踏まえ、労働力の有効活用、障害者の職業的自立の観点から、事業主を奨励する仕組みを設け、障害者の雇用を促進する必要がある。具体的には、障害者の在宅就業に対して事業主が仕事を発注した場合、障害者雇用率に算入できるシステムを構築すること。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1111	11111020	クリーニング所の設置基準の緩和	クリーニング所の設置にあたっては、クリーニング師の配置や設備基準に関する規定があるが、使用済みリサイクルウエスの洗浄を行う場合に限り、規定を緩和すること	回収されたリサイクルウエスの内、再利用可能なものについて洗浄・再利用を行うことにより、リサイクルウエスの有用性を高める。	リサイクルウエスの有効性を高め、再利用を促進するとともに、循環利用率を高め、最終的な廃棄物の発生量を抑制する。	神奈川県	ナカノ株式会社	リサイクルウエス需要開拓プロジェクト	リサイクルウエスをレンタルウエスと同様に、使用後も顧客に取り扱いやすいものとして、リサイクルウエスの商品性を高め、その減少傾向に歯止めをかけ、繊維リサイクルの出口機能としての故繊維再生事業者の健全な発展を促進する。これにより故繊維のリユース商品であるリサイクルウエスの需要を増加させ、繊維リサイクルシステムの機能強化を図り、繊維リサイクルの促進に貢献するものである。また、副次的な効果として、故繊維製品が活用度が高くなることにより、二酸化炭素の発生抑制も期待できる。
1113	11131010	麻栽培免許の交付要件の緩和	不正栽培や盗取など大麻乱用の拡大に対して、国内の大麻栽培の産地である栃木県と同等の十分な措置が講じられると認められる場合には、麻文化の復活、地域農業の活性化、伝統産業再興を目的に新規参入ができるよう、大麻栽培免許の交付要件を緩和すること	特区区域内において、栃木県と同等の措置により麻の不正栽培や盗取など大麻乱用の拡大への対策について万全を期し、国内需要が見込まれる精麻、麻織物などの供給に向け、伝統的作物で環境負荷の少ない麻栽培に取り組む。 これにより、麻の栽培から精麻、麻織物の生産など麻文化を復活させ、麻による地域農業の活性化、伝統産業再興を図る。	麻は古来、日本人の生活の中に深く根を下ろし、衣食住の全てにわたって人々の暮らしを支えてきた最も重要な生活資源でありました。しかし、現在では、「伝統文化の継承や生活必需品として必要不可欠な場合に限定して栽培免許を交付している」とする厳しい免許制度の運用により、新たに麻栽培に参入することが非常に困難であるとともに、既存の栽培農家のリタイヤにより、日本では栃木県を主として僅かな栽培面積を残すのみとなっており、伝統的な麻栽培が日本から姿を消す恐れすらあります。このような日本での麻栽培の減少から、国内需要の殆どを輸入に頼らざるを得ない現状にあります。地元の神社では地元で栽培した麻を使用したいという要望が強くなるなど、国産麻に対する潜在需要は未だに極めて根強くあります。当町では、循環型まちづくりを進めておりますが、その実現には、祖先が厳しい自然の中で培い、時代を超えて伝え続けてきたいのちを尊ぶ心、物を大切にすること、郷土の文化を伝えていく心が欠かせないこととしております。当町においてもかつて農家では麻を栽培し、麻を績み、自家で衣服を織るなど生活に密着したものであり、年配者は麻に対して親しみや懐かしさを感じております。今であれば未だ栽培の技術や繊維素材製造の技術が残っており、町内で麻の栽培から精麻、麻織物の生産など麻文化を復活させ、麻による地域農業の活性化、伝統産業再興を図ることができます。このため、不正栽培や盗取など大麻乱用の拡大に対して、国内の大麻栽培の産地である栃木県と同等の十分な措置が講じられる場合には、上記の観点から新規に麻栽培を始めようとする者に対して、大麻栽培免許の交付が受けられるよう要件緩和を要望するものであります。なお、栃木県においては、6次提案における厚生労働省のご回答にありますように、THC含有量が少なくとちぎしろの栽培にあたって、取締上不適当な場所での栽培を認めない、THC含有部分の焼却処分、栽培中に交配しないよう厳重な管理、種子のみだりな譲渡の禁止等、不正栽培や盗取など大麻乱用の拡大に対して、十分な措置が講じられております。	岩手県	岩手県紫波町	麻栽培特区	麻は古来より日本人の生活に密着した大変有用な植物資源であるが、大麻取締法により栽培が厳しく制限され、新規に大麻栽培免許の交付を受けることが困難となっている。このため、国内の栽培面積は僅かばかりとなり、品質の良い国産麻に対する需要が多いものの、国内需要の殆どを輸入に頼らざるを得ない現状にある。国内の産地では、不正栽培や盗取等に対して十分な対策が既に確立していることから、同等の措置が講じられる場合には、新規参入ができるよう大麻栽培免許の交付要件を緩和していただきたい。これにより、紫波町において麻の栽培から精麻、麻織物の生産など麻文化を復活させ、麻による地域農業の活性化、伝統産業再興を図る。
1124	11241010	老人保健法施行規則第19条に基づく申請を不用とし、市民から信頼される公平な制度運用と事務の簡素化及び経費の削減を図る。	老人保健法施行規則第19条に基づく申請を不用とし、市民から信頼される公平な制度運用と事務の簡素化及び経費の削減を図る。	草加市では独自に「1月1日以前から本市内に居住されており、所得条件を満たす市民については、本人から異議の申し出がない限り、老人保健法施行規則第19条に基づく申請があったもの見なす」旨を規定した規則を定め、老人保健法施行規則第19条に基づく申請を不用とし、市民から信頼される公平な制度運用と事務の簡素化及び経費の削減を図る。	老人保健法の改正により、70歳以上の方が医療機関等にかかる際、所得の状況に応じて医療費の1割又は2割を一部負担金としてお支払いいただいているが、一部負担金を1割とするためには老人保健法施行規則第19条に基づいて市町村長に申請しなければならない。 対象が高齢者であるため、遺漏なく申請が行われるように万全を期しているところであるが、現在でも14,704名にのぼる対象者は年々拡大傾向にあり、そのための事務量は膨大なものとなっている。 ところで、草加市は、住民基本台帳と個人住民税の課税台帳を管理しており、当該年の1月1日以前から本市内に居住されている市民の方の世帯構成や前年中の収入を把握している。 さらに、健康手帳の医療受給者証の受給者番号も草加市が管理しているため、申請者からの申し出を待つ必要はない。 そのため1月2日以降に転入された方を除けば、本人からの申請がなくとも、一部負担金を1割とすべき対象者を特定することができる。 そこで、草加市では独自に「1月1日以前から本市内に居住されており、所得条件等を満たす市民については、本人から異議の申し出がない限り、老人保健法施行規則第19条に基づく申請があったもの見なす」旨を規定した規則を定め、市民から信頼される公平な制度運用と事務の簡素化及び経費の削減を図りたい。	埼玉県	埼玉県草加市	市民から信頼される公平な老人保健制度	老人保健法の一部負担金を1割とするためには市町村長に申請しなければならない。しかし草加市は住民基本台帳や個人住民税の課税台帳、健康手帳の医療受給者証の受給者番号も草加市が管理しているため申請者からの申し出を待つ必要はない。1月2日以降の転入者を除けば、本人からの申請がなくとも一部負担金を1割とすべき対象者を特定することができる。そこで、草加市では「1月1日以前から本市内に居住されており、所得条件を満たす方については、本人から異議の申し出がない限り老人保健法施行規則第19条に基づく申請があったもの見なす」旨を規定した規則を定め、市民から信頼される公平な制度運用と事務の簡素化及び経費の削減を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1127	11271010	旅館営業施設の構造設備の基準の緩和	旅館業法施行令第1条第1項に定める旅館営業施設の構造設備の基準のうち、客室の数を「5室以上」とあるの「2室以上」に緩和する。また、玄関帳場その他これに類する施設について、「有すること」とあるを一定規模以下の小規模な旅館においては設備を有しなくてもよいように緩和する。	地域においては、過去にも部屋数の制限等により小規模であるために旅館経営が認められなかった事例もあり、この規制緩和はこのような事例に対して門戸を開くこととなる。 地域には多くの宿泊施設があり、また、ホテルから旅館、ペンションまでさまざまな経営形態があるが、個性・魅力ある宿泊施設は必ずしも多くはない。このような中、小規模の宿泊施設の経営を望む人は、収益よりも人との交流・ふれあい、いきがいを目的とする人が多いことから、既存の宿泊施設とは違った経営方針のもとでより個性的な経営が期待でき、それが地域の宿泊施設の魅力の幅を広げ、さらには地域の観光振興につながっていくものと考えられる。	近年、1日1組に限定した食事の提供を行う飲食店ができるなど、少数の人に対して手厚いサービスの提供をしようとする経営形態が出てきており、そのような経営形態の旅館経営を希望する人にとって、施設の構造設備の基準を緩和することにより、少ない設備投資で旅館経営を始められる。また、地域においても、宿泊客のニーズが多様化する中、地域としてより多くの宿泊客のニーズに対応できる。 ・小規模な旅館ほど地産地消を取り入れやすく、生産量・収穫量が少なくこれまで客に提供しにくかった地域産品を用いた料理等を提供できる可能性が広がる。 などのメリットから、地域の新たな魅力として観光客等の誘客につながるものと考えられる。 玄関帳場については、既存の小規模の旅館においても実際には使用されていないケースが見られることから、一定規模以下の旅館においては設置を義務付けなくてよいと考える。	新潟県	新潟県妙高市	魅力ある旅館づくり特区	地域においては、過去にも部屋数の制限等により小規模であるために旅館経営が認められなかった事例もあり、この規制緩和はこのような事例に対して門戸を開くこととなる。 地域には多くの宿泊施設があり、また、ホテルから旅館、ペンションまでさまざまな経営形態があるが、個性・魅力ある宿泊施設は必ずしも多くはない。このような中、小規模の宿泊施設の経営を望む人は、収益よりも人との交流・ふれあい、いきがいを目的とする人が多いことから、既存の宿泊施設とは違った経営方針のもとでより個性的な経営が期待でき、それが地域の宿泊施設の魅力の幅を広げ、さらには地域の観光振興につながっていくものと考えられる。
1142	11421010	外国人技能実習生に対する社会保障協定の適用と労働保険加入の一部適用除外	外国人技能実習生の就業期間は2年間にもかかわらず日本人従業員と同様に社会保障や労働保険の加入が義務付けられており、事業主や実習生の負担が大きいことから、社会保障については社会保障協定の締結で事業主や実習生の負担を無くし、また雇用保険については実習生は転職求職活動が出来ないことから保険加入の適用除外を求める。労災保険には加入するが、医療保険については待遇の一律化を図るため国民健康保険への加入とする。	社会保障については、社会保障協定を締結することによって対応を図る。しかしながら両国間の経済水準や貨幣価値の違いから十分な保証が得られないおそれもあることから、JITCOの技能実習生総合保険に加入し、補填を図れるようにする。なお、雇用保険の失業給付については、実習生受け入れ企業から30万円の補償金を預託し失業時に備えていることから対応が図れる。労災保険には加入するが、医療保険については待遇の一律化を図るため国民健康保険への加入とする。	外国人技能実習生の就業期間は2年間と短期間であるにもかかわらず、日本人従業員と同様の社会保障・労働保険への加入が義務づけられていて、事業主や、実習生にとって大きな負担となっている。そこで、本特区において、短期滞在(5年以下)の海外赴任者が自国と赴任先の二国間にわたる社会保障料の二重払いを防ぐために結ばれる社会保障協定を、日本と外国人研修生・実習生(滞在期間3年)の送り込み国との間で結ぶことにより負担の軽減を図るものである。また、雇用保険法の失業給付に対しては、技能実習生には転職が認められず、職業安定所での求職活動についても認められないことから、雇用保険の加入の意味が無く適用除外を求めるものである。	埼玉県	埼玉県川口市(協)川口鑄物海研会	外国人技能実習生に対する社会保障協定の適用と労働保険加入の一部適用除外	外国人研修生は、来日2年目からは技能実習生として企業との就労関係が生じ、社会保障・労働保険への加入が義務付けられる。しかしながら、短期間にしては雇用主、実習生の保険料負担が大きい。そこで、本特区において、短期滞在(5年以下)の海外赴任者が自国と赴任先の二国間にわたる社会保障料の二重払いを防ぐために結ばれる社会保障協定を、日本と外国人研修生・実習生(滞在期間3年)の送り込み国との間で結ぶことにより負担の軽減を図るものである。また、雇用保険の加入での失業給付についても実習生は転職や、求職活動が認められていないことから適用除外とするものである。
1145	11451010	農業分野を対象とした建設業者による農作業請負事業の「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」及び「職業安定法施行規則」の緩和	建設業者が農作業を請負う場合、効率よく作業を行なうため、請負先による業務遂行等の指示、請負双方の同一場所での同一業務の処理、請負先による請負人数の指定、請負先による機械等の無償貸与を可能とする。	建設業者が農作業を請負う場合、請負先による業務遂行等の指示、請負双方の同一場所での同一業務の処理、請負先による機械等の無償貸与を可能として、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に抵触せず、「労働者派遣法」にいう労働者派遣事業とみなさないような特例を望む。別添資料 - 1(P.4)参照。	元来、農作業は天候、作物の生育状況等により、一日の作業量が大きく左右されるものである。例えば茶業では収穫適期が限られており、その期間に集中して効率的に作業を行わなければ、収穫量及び品質に大きく影響を与えるものである。しかし現況の請負制度の枠組みでは、請負先(農業者)による農作業の指示( )、請負先と請負元が同一場所で同一業務に携わること( )、請負先(農業者)による請負人数の指定( )ができない。一方、建設業界では農作業に経験があり機械操作に慣れた労働者は多いものの、建設業者が農業用機械を常時具備して( )農作業を完全に請負うには至っていない。このような規制は、農作業の効率性、収穫物の品質の低下につながるものであり、規制の特例を適用する必要がある。	三重県	三重県四日市市、アイトム建設株式会社	四日市市グリーンサポーター特区	本構想は、農業分野における農繁期労働力不足を補うために、建設業界の閑散期余剰労働力を活用しようとするものである。建設業界には余剰労働力があるものの、農業で必要とする労働力は、天候に左右されるなど非常に不規則なものである。両者の労働力の提供・授受する意図はマッチングしているにもかかわらず、現行法制度の下ではこのような労働力の提供・授受ができない。そこで農業分野に限り、諸規制を廃して建設業界から労働力の提供を行ない、農業・建設業の両分野にわたる2つの課題を同時に解決できるモデルを構築する。
1145	11451020	農業分野を対象とした建設業者による新労働力提供システムの職業安定法適用除外	建設業者が労働力を農作業現場へ提供する場合、提供先による業務遂行等の指示、提供・授受人数の指定を可能とする。	建設業者が労働力を農作業現場へ提供する場合、提供先による業務遂行等の指示、提供・授受人数の指定を可能として、「職業安定法」に定められている「労働者供給事業の禁止」の規定を適用しない特例を望む。別添資料 - 2(P.6)参照。	農繁期と建設業繁忙期は一致するものの、農業者側には提供先(農業者)による業務遂行等の指示、提供先(同)による授受人数の指定・容易な変更、建設業者側には下請の余剰労働力の活用、同一人物の連続した提供は不可、の要望がある。加えて両者は、それぞれの需給・売上を把握する「とりまとめ役」を必要としている。しかし現行法は農業分野での労働力の提供・授受を想定したものでなく、これらの条件を満たす仕組みは「労働者供給事業」に該当し、不可能とされている。よって建設業者が労働者の権利・尊厳を侵さないよう使用者責任を負いながら、その余剰労働力を農作業に活用する新しいサポートシステムを構築する必要がある。	三重県	三重県四日市市、アイトム建設株式会社	四日市市グリーンサポーター特区	本構想は、農業分野における農繁期労働力不足を補うために、建設業界の閑散期余剰労働力を活用しようとするものである。建設業界には余剰労働力があるものの、農業で必要とする労働力は、天候に左右されるなど非常に不規則なものである。両者の労働力の提供・授受する意図はマッチングしているにもかかわらず、現行法制度の下ではこのような労働力の提供・授受ができない。そこで農業分野に限り、諸規制を廃して建設業界から労働力の提供を行ない、農業・建設業の両分野にわたる2つの課題を同時に解決できるモデルを構築する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1145	11451030	農業分野を対象とした建設業者による労働者派遣事業の職業安定法適用除外	建設業者が農業者へ労働者を派遣する場合、その目的で他建設業者の労働者を受け入れて再度、派遣することを可能とする。	農業分野に対して再度派遣する目的で、自社建設労働者を他の取りまとめ役建設業者へ派遣するという二重派遣の様相であるが、これに対して「職業安定法」に定められている「労働者供給事業の禁止」の規定を適用しない特例を望む。 別添資料 - 3(P.8)参照。	自然を相手とする農業分野においては、毎日の作業量は一定でなく、それ故に不足する労働力も日々変動する。このため農業者は、派遣を依頼する人数変更が可能でなければならず、建設業界においては、その人数を調整する「とりまとめ役」も必要となる。一方、元請と下請という重層的な関係のある建設業界においては、下請ほど余剰労働力の問題は深刻化している。そこで下請を派遣元、元請を一次派遣先として、下請の労働力を農業者へ最終派遣としたいが、それは現行法上、禁止されている「二重派遣」に該当するものである。これについて特例を適用することにより解決する。	三重県	三重県四日市市、アイトム建設株式会社	四日市市グリーンサポーター特区	本構想は、農業分野における農繁期労働力不足を補うために、建設業界の閑散期余剰労働力を活用しようとするものである。建設業界には余剰労働力があるものの、農業で必要とする労働力は、天候に左右されるなど非常に不規則なものである。両者の労働力の提供・授受する意図はマッチングしているにもかかわらず、現行法制度の下ではこのような労働力の提供・授受ができない。そこで農業分野に限り、諸規制を廃して建設業界から労働力の提供を行ない、農業・建設の両分野にわたる2つの課題を同時に解決できるモデルを構築する。
1161	11611010	児童自立支援施設の整備・運営に係る民間活力の導入	児童福祉法施行令第36条第5項の規定により、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員に吏員を充てるとされているが、民間事業者(社会福祉法人)による児童自立支援施設の整備・運営を可能にする。	児童自立支援施設の整備・運営に民間活力を導入し、行政の支援とあわせ、民間事業者(社会福祉法人)の柔軟性と迅速性を生かして、多様化する子どものニーズに対応した支援を充実させる。	児童自立支援施設に入所する子どもについても、近年は被虐待児など不適切な養育環境に置かれた子どもが増加し、子ども一人ひとりの特性にあった、よりきめ細やかな支援を行うことが必要である。 児童自立支援施設の理事就任等、一定の関与をすることで、地方公共団体として運営面の責任を担うとともに、整備・運営に民間活力を導入することで以下の効果が期待できる。 施設長を始め、短期間で職員異動が行われている公営に対し、子どもの支援に高い理念と専門性を持った理事長・施設長の方針のもとで、子ども達への一貫した支援を継続的に行うことができる。 施設の運営や子ども達への支援を担う職員についても、熱意と専門性の高い人材を広く採用することができ、一貫した支援を継続的に行うことができる。 施設の運営にあたり、公営では予算制度の制約に加えて、行政組織としての手続きを経て施設運営や事業実施をする必要があること、さらに組織が大きく意志決定に時間がかかることなどから、子ども達の支援にすばやく弾力的に対応するのは困難である。これに対し民営はこれらの制約がなく、柔軟な運営を行い、運営法人の判断で様々な事業を開拓的に実施できるため、子どものニーズに沿ったよりきめ細やかな支援が可能である。 効率的な運営により生み出された財源によって新たに心理職員を配置するなど、子どもへの専門的なきめ細やかな支援の幅を広げることができる。 複雑・多様化する子ども達への適切な支援を行うため、民間事業者(社会福祉法人)の専門性、柔軟性、迅速性、効率性を活かして社会へ踏み出す子どもの自立支援を進めることが重要である。	神奈川県	神奈川県横浜市	子どもの自立支援よこはま特区	非行や心に傷を負った子どもに対し、自立に向けた支援を行う施設として児童自立支援施設があるが、政令により施設長ほかの職員には「吏員」を充てることがとされているため、施設運営について民間事業者(社会福祉法人)が参画できる条件にない。 児童養護施設など、多くの児童入所施設を社会福祉法人が運営している実績に鑑み、「児童自立支援施設」についても、参画が可能となる条件を整えるものである。
1163	11631010	認知症専門の老人保健施設事業の創設	現行法で規定されている老人保健施設においては、認知症の疾患特性別のサービス提供を実施していないので、一定の要件を満たしている場合には、認知症の専門老人保健施設として認可するものとする。	現行法では認知症専門の老人保健施設が無いことから、認知症及び身体機能の低下した高齢者を一括処遇(一部認知症棟を独立させているが、認知症の疾患別のサービス提供はなされていない)していることから、認知症専門の介護老人保健施設の事業を実施する。これは既存の認知症棟とは異なり、認知症の疾患特性別に二つのグループに分け、各々に最適な空間で最適な介護の提供を目指すものである。 この方法により、今まで以上に密な介護の提供が可能となり、介護労力の軽減が図れる。	認知症専門の老人保健施設が必要と考えた上で、新たな事業の創設を望むものである。	青森県	株式会社青和メディカル・サポート、社会福祉法人弘前愛成園、芝管工株式会社	認知症専門老人保健施設を核とした高齢者福祉事業構想	近年認知症は「アルツハイマー型」と「脳血管障害型」に分類できることが確認でき、その各々で介護の仕方や最適空間が異なることが把握できつつある。しかしながら制度が確立されていない現状において、既存の施設等では疾患特性に関わらず一括処遇或いは個別対応となっている。そこで、認知症を上記二つの型に分けて処遇できる施設を設置し、各型に適したサービスを提供することが必要であり、そのための新たな認知症専門の施設事業の創設を求めるものである。補助金を活用しない株式会社等の参入により経済的効果が図れる。また、認知症高齢者の増加に伴う介護需要増大への対応・居宅での介護者負担の軽減による社会的効果は大きいと考える。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1163	11631020	老人保健施設の施設基準の緩和	既存の老人保健施設においては、個室化が原則の方向になっているが、認知症の疾患特性として、アルツハイマー型の認知症においては集団を好む傾向があり、多床室による構成が望ましく、居室の基準を実情に合わせて判断するものとする。	既存の老人保健施設の施設基準を遵守した上で、創設事業の施設を整備するが、既存の老人保健施設においては、個室化が原則の方向になっている。しかしながら認知症の疾患特性として、アルツハイマー型の認知症においては集団を好む傾向があり、個室よりも多床室の方が生活が安定する。このことを踏まえ、施設としては認知症の疾患別に居室のあり方の基準を変えて構成する。	アルツハイマー型認知症高齢者の処遇において、個室によるよりも多床室による方が適しており、多床室での処遇により、認知症高齢者の問題行動が減り、穏やかな生活が営まれるため、提案するものである。	青森県	株式会社青和メディカルサポート、社会福祉法人弘前愛成園、芝管工株式会社	認知症専門老人保健施設を核とした高齢者福祉事業構想	近年認知症は「アルツハイマー型」と「脳血管障害型」に分類できることが確認でき、その各々で介護の仕方や最適空間が異なることが把握できつつある。しかしながら制度が確立されていない現状において、既存の施設等では疾患特性に関わらず一括処遇或いは個別対応となっている。そこで、認知症を上記二つの型に分けて処遇できる施設を設置し、各型に適したサービスを提供することが必要であり、そのための新たな認知症専門の施設事業の創設を求めるものである。補助金を活用しない株式会社等の参入により経済的効果が図れる。また、認知症高齢者の増加に伴う介護需要増大への対応・居宅での介護者負担の軽減による社会的効果は大きいと考える。
1163	11631030	認知症専門の老人保健施設事業の開設者要件の緩和	現行法で規定されている老人保健施設においては、株式会社及びSPC等による運営を認可していないので、一定の要件を満たしている場合には、認知症の専門老人保健施設の運営を認可するものとする。	現行法では株式会社等による老人保健施設の開設を規制しているが、補助金を活用しない株式会社等の参入を認可するものである。このことにより事業における経営効率の考え方が今以上に反映されることで、経済的効果が図れる。	事業における経営効率の考え方が今以上に反映されると考えるため。	青森県	株式会社青和メディカルサポート、社会福祉法人弘前愛成園、芝管工株式会社	認知症専門老人保健施設を核とした高齢者福祉事業構想	近年認知症は「アルツハイマー型」と「脳血管障害型」に分類できることが確認でき、その各々で介護の仕方や最適空間が異なることが把握できつつある。しかしながら制度が確立されていない現状において、既存の施設等では疾患特性に関わらず一括処遇或いは個別対応となっている。そこで、認知症を上記二つの型に分けて処遇できる施設を設置し、各型に適したサービスを提供することが必要であり、そのための新たな認知症専門の施設事業の創設を求めるものである。補助金を活用しない株式会社等の参入により経済的効果が図れる。また、認知症高齢者の増加に伴う介護需要増大への対応・居宅での介護者負担の軽減による社会的効果は大きいと考える。
1164	11641010	老人福祉センターにおける営利目的事業の一部可能化	老人福祉法第20条の7の規制の特例事項として、老人福祉センターにおける指定管理者の営利目的事業の実施を可能にする。	老人福祉センターにおいて、市長が認めた営利目的事業の実施を可能とさせる。例えば、老人を対象とした興行を実施したり、商品の販売を可能とさせる等。この手段により、サービスの多様化が図れるため利用者(老人)にも喜ばれ、かつ、管理委託料も低額に抑えられる。	老人福祉センターでは、老人福祉法第20条の7において「老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする」とされているため、現状では、イベント等を実施して利益を得ることはできない。この特例制度の導入で、利用者からの要望にそった多様な老人向けサービスの提供が図られるとともに、指定管理者制度による受託者が市町村長が認める興行や商品販売により営利を得られることにより管理委託料を低額に抑制できる。	埼玉県	埼玉県北本市	老人福祉センターにおける営利目的事業の一部可能化構想	老人福祉センターにおいて、市長が認めた営利目的事業の実施を可能とさせる。例えば、老人を対象とした興行を実施したり、商品の販売を可能とさせる等。この手段により、サービスの多様化が図れるため利用者(老人)にも喜ばれ、かつ、管理委託料も低額に抑えられる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1180	11801010	幼稚園と保育所制度の一元化	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区内において新設する新たな子育て支援施設を幼稚園機能と保育所機能を一体化した乳幼児・児童向け施設として整備運営する。 平成16年度基本・実施設計 平成17～18年度工事 平成19年4月オープン予定 約2000㎡ 想定定員 幼稚園部 3歳20名 4歳50名 5歳50名 計120名 保育部 0歳12名 1歳15名 2歳18名 3歳20名 計65名 合計 185名	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。 これまで当区では、設置主体の弾力化、給与条件の統合を含む職員資格(教員免許と保育士免許)の統合などを繰り返し提案している。 一方、総合施設に関しては「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の創設について」により、一定の方向性が示された。しかし、例えば、職員資格については「3～5歳児の4時間の共通時間については幼稚園教諭免許を有するもの、0～2歳児の保育については保育士資格を有するもの中心にすべきとの意見も踏まえつつ、総合施設の理念・異議に照らして、そのあり方を検討していくことが適当である」とされているなど、当区が検討している一体的な制度と合致するものかはいまだ不明な点がある。 そのため、一体的制度創設について特区により別途提案し、本件芝浦地区における新たな施設による先行実施の中で、都市部における地域特性を踏まえた就学前教育・保育にかかわる課題等を把握するとともに、先行的にそれらに対応することを目的とするものである。	東京都	東京都港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元化施設の経済的社会的効果等を把握する。 芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。午前中は幼児教育を中心に行い、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定してしています。3期休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。
1192	11921010	障害者通所施設の入所定員要件の緩和及び定員外支援費請求の緩和	障害者通所施設の企業実習者を認可定員外の入所者として扱うとともに、その支援費の請求については企業実習者を含め認定定員の基準額で請求できることとする。	身体(知的)障害者通所施設に在籍しながら、企業実習により日中はほとんど施設を利用しない入所者について、これを認可定員外の扱いとし、余裕のできた施設に新しい利用者を受け入れることを可能とする。このため、施設の定員としては、現行のままだが、企業実習者の数を限度として認可定員の基準額により支援費の請求を認めることとする。	身体(知的)障害者通所施設は障害者の社会参加を進める上で重要な施設であるが、毎年の養護学校卒業生の受入れ、就職等の進路がない状況の中で常に定員に空きがない。就労に力を入れている施設は、企業実習を積極的にを行い、職員が実習先を訪問し、利用者の状況把握や企業担当者との連絡調整を行っている。このため、定員に合わせて整備した施設に作業室や食堂等に余裕があるが、定員の制限のため新たな利用者の受入れができないこととなっていた。この提案が具体化すれば、企業実習を行っている利用者について定員外の扱いを行うことにより、新たな利用者の受入れ、現行の社会資源のより有効な活用、さらには、施設側の支援費収入増が担保できることによる企業実習及び新規利用者受け入れの促進が図れることとなる。	京都府	京都府	はたらく仲間の輪を広げよう 京都特区	京都府では、障害のある人が自ら輝いて生きることができるとともに、社会づくりを進めているが、障害者の福祉的就労の促進及び一般就労への移行支援を図るため、身体(知的)障害者通所施設における入所定員要件を緩和し、施設に在籍して企業実習に取り組んでいる入所者を認可定員外の入所者として扱い、また、実習先の企業訪問等施設側の負担に配慮し、認定定員に応じた基準額で企業実習者も含めた人数分の支援費請求を可能とすることで、入所待機者の減少、現行施設の有効活用並びに施設側の企業実習への取り組み及び待機者の受け入れを促進し、もって働く意欲のある障害者の社会参加を促進することに寄与する。
1197	11971020	旅館業法による施設方式の追加	旅館業法による施設の基準を住宅並に緩和	現状の旅館業法では宿泊施設のカテゴリーに柔軟性がなく、個人的に住宅をコンバージョンして少人数の宿泊と簡単な朝食のみを前提とした施設の規定が無いため過大な住宅の改装が要求され、障害となるので、B & B形式の個人宿のモデル事業を想定したカテゴリーを追加して営業に必要な講習を行うえば、国際観光対応宿泊施設の充足が出来る。	旅館業法では施設の構造設備基準を設けているので、これに適合するように、住宅を改造する必要があるがB & B形式のみで、少人数の宿泊を前提とすれば、構造設備基準はもっと簡素化できるので、住宅らしさを残して文化を引き継いだ家庭的な魅力のある宿泊施設に改装可能である。	京都府	個人	B & B個人宿構想	日本が観光立国を目指すに際して、旅館業法に定める宿泊施設のカテゴリーは硬直的であり、多様化して外国人観光客が旅行会社のプランに拠らない、旅行の計画が出来るよう宿泊施設のバリエーションを追加し個人的な日本旅行が出来るように改革します。第一歩として高齢化社会の活性化と文化的社会資産とし価値ある個人の住宅をコンバージョンして、日本を訪れる少数の外国人家族や、グループが安心して低料金で快適に宿泊できるB & B形式の宿のモデルを確立、営業者は現役時代の海外赴任や外国人との取引の経験等を生かし、日本や地域社会について草の根で国際交流が行えるよう一定の研修を行う。
1214	12141010	認知症グループホームにおける知的障害者利用特区	認知症グループホームは、要介護認定を受けている被保険者のみが利用できるが、グループホームの施設数も多く、一部では空き部屋が出てきているところもある。一方、知的障害者地域生活援助事業(知的障害者グループホーム)については施設数が少ない。そこで、知的障害者の方が、地域において自立生活を営むことができるよう、認知症グループホームの一部を活用し、知的障害者の方も入居できるようにする。	認知症グループホームの部屋の一部を、知的障害者の方が利用できるようにする。	現在、認知症グループホームについては、要介護認定を受けている被保険者のみが入居できる。しかし、知的障害者グループホームについては施設数が少なく、知的障害者の自立生活の支障のひとつとなっている。それぞれ法律が異なり入居できる対象者も異なるため、知的障害者の方が認知症グループホームに入居することはできない。そのため規制の緩和を提案するもの。	岐阜県	大垣市	認知症グループホームにおける知的障害者利用特区	要介護認定を受けている方が利用できる認知症グループホームの部屋の一部を、知的障害者の方が利用できるようにする。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1220	12201010	院内製造されたPET用FDG製剤を他の医療機関に提供することの容認	PET用FDG製剤は、薬事法の規制により、院内製造されたものを自家消費する場合に限って使用が認められている。これをFDG製剤に限定して、近隣の医療機関に提供することを特例的に認める。	愛媛県立中央病院に整備されたサイクロトロンを使用してFDG製剤を合成し、松山市及び東温市内の医療機関に提供する。 提供された医療機関はサイクロトロンを整備する必要がなく、PET装置導入の初期投資を低く抑えられるため、PET検査の損益分岐点を低減でき、がんの早期発見に有効なPET検査のより一層の普及が期待できる。	院内で合成されたFDG製剤は、当該病院内で自家消費することは認められているが、他の医療機関に提供することは認められていない。このため、PET装置を導入する医療機関は、どんなに近距離に位置していても、それぞれ院内にサイクロトロンを設置する必要があり、初期投資に多額の費用がかかる。このことが、PET施設の損益分岐点を大幅に引き上げてしまい、その結果、患者への経済的負担を増大させ、ひいてはPET検査の普及を阻害するという悪循環に陥らせている。 医療費全体の抑制という観点からも、PETによるがん検診を広く国民に普及させることにより、将来的にはがん治療関連医療費の大幅な抑制につながると期待される。 がんは国民の死因の3分の1を占め、がんの早期発見を促す「がん検診」の普及は国策として取り組むべき大きな課題となっている。そのためにも、まず薬事法の規制ありきではなく、いかに対応すれば国民に広くPET検査が普及するかという観点から、大英断をお願いしたい。	愛媛県	愛媛県	愛媛PET推進特区	院内製造されたPET用FDG製剤を、近距離の医療機関で、かつ、輸送中の品質保持、放射線防護対策が整うことを条件に院外への提供を容認する。
1221	12211020	社会福祉施設の設定基準緩和による木材利用推進	【現状】 建築基準法の上乗せ規定で厚生労働省が施設の耐火・準耐火基準を設けていることにより、木材の利用促進が阻害されている事例がある。 【提案】 下記の社会福祉施設の構造基準における、耐火・準耐火の緩和措置を行うことにより木造2階建て建築の推進を図る。 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 特区申請の要件となっている「スプリンクラーの設置、避難口の増設、非常警報設備の設置」等の入所者の防火安全対策の基準を満たせば、上記厚生省令で「入所者(利用者)の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けている場合」にあっても準耐火建築とする旨の規制緩和	建築基準法上では社会福祉施設に対して規制の無い施設の構造基準について、厚生省令で規制のある「入所者(利用者)の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合」にあっては準耐火建築とする記載により、2階建て木造建築が阻害されているため、規制緩和を行うことにより木材の利用促進を図る。	愛媛県では、公共施設等木材利用推進方針を策定し、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるため、県事業や補助事業等における県産材の利用を促進し、公共施設等の木造化・木質化を推進しているが、社会福祉施設においては、厚生省令等で耐火・準耐火の構造基準が規定されていることから、木造化の推進に障害となっている。このため、社会福祉施設においては、耐火、準耐火の構造基準の緩和支援が必要である。	愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	木材は、地球環境に負荷をかけず循環利用できる資源であり、また、柔らかくてぬくもりがあり、室内の温湿度を一定に保つ機能などの特性があるなど、人に優しい建築資材である。 愛媛県では、森林の持つ公益的機能を高めるには地域材の利用促進が重要であるとの認識から、公共施設等木材利用方針を策定し、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるため、地域材を使用した木造公共施設に対する助成を行うなど、公共施設について可能な限り木造化・木質化を推進してきた。 地域材の利用促進を通じて健全な森林を育成することは極めて重要であり、国の規制緩和・支援を得てさらなる公共施設木造化の推進を図る。
1223	12231050	庭先養鶏など家畜の少量屠殺処理及び野生動物(猪・鹿)の解体処理施設の規制緩和による地域飲食業などへの食品供給の実施	鶏の一日当たり処理数量の緩和	少量家畜・野生動物屠殺処理・解体施設設置・運営条件・許可等の緩和措置	東温市周辺には家畜の屠殺・解体施設などはなく遠方に依頼するしかありません。独自の付加価値を付けていくには解体処理施設が欠かせません。地鶏・大型家畜・鹿・猪の小規模屠殺・加工販売を実施し地域飲食業との連携した付加価値創造が必要です。	愛媛県	(有)ジェイ・ウイングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と『東温ブランド』構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1224	12241010	我等、ハンディーを持って働く輪!(アウトソーシングも雇用率に)	企業が障害者を雇用しなくても、ITを活用し在宅で就労する障害者又はそれを支援するNPO法人などに対して仕事を発注した場合には、その仕事に従事する障害者を、発注元企業の障害者雇用率算定の数値としてもカウントする。	「障害者雇用率制度」で民間企業は1.8%、自治体は2.0%の障害者の雇用が義務付けられているが、現行法での雇用率算定は、企業や自治体に於いて障害者の採用が条件となっている。これを在宅の障害者及び、それを支援するNPO法人等に仕事を発注した場合にも、たとえば年間に最低賃金月額×12ヶ月以上の金額をアウトソーシングした雇用主は障害者を1人雇用したものと認めるようにする。	障害者の体力や障害の種類によっては通勤が困難。雇用者も障害者雇用の為のノウハウが少ない。在宅の障害者に対してアウトソーシングするという形態にすれば、発注する側も仕事をする障害者もスムーズに作業を進めることができるのだが、この方法では雇用率に含まれない。	愛媛県	特定非営利活動法人ぶうしすむ	我等、ハンディーを持って働く輪!(アウトソーシングも雇用率に)	通勤が困難な重度の障害者に、企業や自治体がパソコンを使った仕事をアウトソーシングした場合にも、障害者の雇用率に含めるようにして、在宅障害者の仕事を確保しやすくする。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1225	12251010	厚生労働省教育訓練給付制度講座認定基準の緩和	教育訓練給付制度における給付対象講座の認定基準である「1年以上の講座実績」や「法人格が設置した教育訓練施設であること」などを撤廃もしくは緩和する措置を講じる。	個人事業者や講座実績がない法人でも、運営者や指導講師のこれまでの業務経験などを考慮し、基準を一部満たさない場合でも認定講座を開講できるように特別な措置を用意する。	県内においてもIT系の技術者は不足しており、今後もその傾向が強い。 現行の給付認定講座は価格面、フォロー面で十分な環境とは言えず競争によるサービスの改善が必要。 IT系の技術者を育成することで求職者の雇用の活性化につなげる。(ニートの減少など) 教育技術面、ITスキル面で優秀な者に独立の機会を与え起業面での促進を行う。	愛媛県	個人	松山市IT技術者育成特区(厚生労働省教育訓練給付制度講座認定の指定基準緩和)	厚生労働省が実施する教育訓練給付制度の指定基準(「1年以上の講座実績」や「法人格が設置した教育訓練施設であること」などを緩和し、個人事業者や新規参入企業であっても、経験・能力を判断することで、対象となるIT系の講座の認定を行い、教育機関の充実を図ると共に、IT技術者の育成やIT教育事業での独立を活性化、促進する。
1239	12391010	特定医療法人芳和会が運営する保育所を認可し、広域で地域の子どもを受け入れるため特例措置	保育所に入所する場合、現在は市町村が窓口になっており、広域入所は困難、特徴ある保育を実施するため運営、窓口を「県」にする特例措置を提案する。	当保育所が実施している通常保育に加え、夜間、休日保育、子育て支援など広域の人が利用することができる。	昨年より、医療法人でも認可保育園が運営できるようになり、当法人は、院内保育所の特長を生かした医療法人立認可保育所を模索してきた。しかし現行制度で認可を取れば、窓口が市町村となっているので、院内保育所の機能が弱くなることが分かった。(院内保育所の子ども達は夜間、休日保育など利用するので広域からが多い。)そこで院内保育所の機能も保持しながら、特徴ある保育を広域の人が利用できる特例措置として提案する。	熊本県	特定医療法人芳和会菊陽病院	児童福祉法に基づき、認可保育所枠を院内保育所にも広げ、「医療と連携した特長ある保育所」として、有効活用してもらうためのシステムづくりの提案。	児童福祉法に基づき、院内保育所にも認可の道を開き「医療と保育」が連携した「新しい形の保育所」を地域に開放し、医療が地域の子育てに貢献するプロジェクト。現在の保育所の役割は、子育て支援、夜間保育、休日保育など要求も多様化している。院内保育所に求められていた機能が今は地域の要求になってきている。そこでその機能を活用し、地域に開放するためのシステムづくりが必要。この提案が実現できれば、子育て支援、待機児童対策など、質、量の両面の対策となり、さらに、国と企業が連携した実効ある次世代育成支援対策となる。
1239	12391020	特定医療法人芳和会が運営する小規模保育所を認可し、子育て支援など医療と連携した特長ある保育を実施するための特例措置	小規模保育所の設置認可の指針(2)に院内保育所の項目をもうけること。	現在認可園でも、保育所を地域に開放し様々な子育て支援が行われているが、当保育所の場合は支援の内容がやや異なる。子育て不安など抱えた親の子どもを一時的に預かり、医療と保育が連携し親や子どもを継続して支援することで虐待防止対策となる。	当園では、少人数の子どもたちが兄弟姉妹のように育ち合い、親たちも少人数ならではの深い信頼関係を築き、悩みを出し合ったり、援助したりして楽しく子育てをしている。さらに今、保育士にも親の支援が求められているが、小規模だと、親や子どもその背景まで深くつかみ極め細やかに支援できる。こういう小規模だからこそできることを、認可を受けて一般に開放し社会に貢献したい。しかし待機児童が多い地域は小規模の認可保育所は認可が困難。過疎地域など同じように、国が特例として項目を設けることで小規模の院内保育所でも認可の道が開け、医療と連携した子育て支援など特長ある子育て支援を継続して行うことが出来る。	熊本県	特定医療法人芳和会菊陽病院	児童福祉法に基づき、認可保育所枠を院内保育所にも広げ、「医療と連携した特長ある保育所」として、有効活用してもらうためのシステムづくりの提案。	児童福祉法に基づき、院内保育所にも認可の道を開き「医療と保育」が連携した「新しい形の保育所」を地域に開放し、医療が地域の子育てに貢献するプロジェクト。現在の保育所の役割は、子育て支援、夜間保育、休日保育など要求も多様化している。院内保育所に求められていた機能が今は地域の要求になってきている。そこでその機能を活用し、地域に開放するためのシステムづくりが必要。この提案が実現できれば、子育て支援、待機児童対策など、質、量の両面の対策となり、さらに、国と企業が連携した実効ある次世代育成支援対策となる。
1239	12392010	児童福祉法に基づき院内保育所を認可し、地域に開き、その機能を広域で有効活用するための提案	児童福祉法24条において、市町村が保育の実施と入所申請受付、選考を行うことになっているが、一般保育所で実施できない夜間、休日保育、医療と連携した子育て支援を必要とする親子は、市町村に限らず、広範囲に点在すると思われる。そのため、市町村の枠を超えて、入所出来ることが必要であり、院内保育所の認可の窓口を県とすることで、多様化した保育要求に応えることが出来る。運営は、窓口が県となり人口区域で設置されている「地域生活支援センター方式」を提案する。	そこの地域の要求、特性に応じ、夜間、休日保育、病後児、アレルギー保育、子育て支援など、広域で受け入れることが出来る。	院内保育所は夜間、休日保育、病後児保育、子育て支援など実施し、地域の保育所の補完的役割を果たしてきた。夜間、休日保育などは今まで、看護婦さんなど変則勤務の人の要求となっていたが、男女参画社会となり、今では、地域の要求となっている。50年の歴史の中で培ってきたこの実績を生かし、それを地域に開いて貢献するために、広域で受け入れるシステムが必要である。	熊本県	特定医療法人芳和会菊陽病院	児童福祉法に基づき、認可保育所枠を院内保育所にも広げ、「医療と連携した特長ある保育所」として、有効活用してもらうためのシステムづくりの提案。	児童福祉法に基づき、院内保育所にも認可の道を開き「医療と保育」が連携した「新しい形の保育所」を地域に開放し、医療が地域の子育てに貢献するプロジェクト。現在の保育所の役割は、子育て支援、夜間保育、休日保育など要求も多様化している。院内保育所に求められていた機能が今は地域の要求になってきている。そこでその機能を活用し、地域に開放するためのシステムづくりが必要。この提案が実現できれば、子育て支援、待機児童対策など、質、量の両面の対策となり、さらに、国と企業が連携した実効ある次世代育成支援対策となる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1239	12392020	「小規模保育所の設置認可の指針(2)」に院内保育所の項目を設け、小規模の院内保育所にも認可の道を開くための提案	「小規模保育所の設置認可の指針(2)」によると、要保育児童が多い地域においては条件付で設置可能となっているが、現在多くの自治体では「待機児童」対策が最優先され、「要保育児童が多い地域の小規模保育所の認可」は、極めて困難である。待機児童対策として大型の保育所だけでなく、今こそ、子育て支援対策として、多様な要求に応える特長ある保育と極め細やかな親子支援ができる「小規模保育所」が全国津々浦々に必要であると思われる。小規模保育園は、運営上非効率な面が多く、また、あらたに設置するとしたら設備投資も大きい。そこで全国にある院内保育所の中で基準を満たしているところにも認可枠を広げ、広範な人にも利用してもらうならば、新たな設備投資も最小限におさ、予算枠内で有効的なサービスを提供できる。	子育てに困難を抱えた親の子どもを一時的に預かり「医療と保育」が連携し、専門スタッフが関わり親と子ども両方のサポートすることが出来る。増え続けている虐待防止にも繋がる。小規模の院内保育所でも0歳から6歳までの保育を実施するところが増え、次世代対策に繋がる。	保育要求が多様化している今日、保育所は大規模園だけでなく、職場や家の近くに小規模園が数多く必要である。職場や家の近くだと、親も便利で安心して預けることができる。しかも送迎時間が短縮され効率的である。また人と人がつながりあう関係が希薄になっている現代社会において、親たちも少人数ならではの深い信頼関係を築き、子育てを楽しむことができる。また子育て支援は、小規模園が有効だと考える。なぜなら、保育士が親と子その背景まで掴み極め細やかに支援できるからである。小規模園を過疎地だけでなく、待機児童が多い街でも小規模の保育園が認可できる措置を講じてほしい。	熊本県	特定医療法人 芳和会 菊陽病院	児童福祉法に基づき、認可保育所枠を院内保育所にも広げ、「医療と連携した特長ある保育所」として、有効活用してもらうためのシステムづくりの提案。	児童福祉法に基づき、院内保育所にも認可の道を開き「医療と保育」が連携した「新しい形の保育所」を地域に開放し、医療が地域の子育てに貢献するプロジェクト。現在の保育所の役割は、子育て支援、夜間保育、休日保育など要求も多様化している。院内保育所に求められていた機能が今は地域の要求になってきている。そこでその機能を活用し、地域に開放するためのシステムづくりが必要。この提案が実現できれば、子育て支援、待機児童対策など、質、量の両面の対策となり、さらに、国と企業が連携した実効ある次世代育成支援対策となる。
1251	12511040	興行場の適用基準の緩和	「興行場」の適用を「月4日位」から、「一定期間に一定回数」に拡大する。	合掌造り等を劇場(興行場)として利用するにあたり、一定期間に一定回数以下の場合には、興行場の許可を不要とし、施設の利用を促進し、世界一流の舞台芸術による国際文化交流を推進する。	通常の公衆衛生基準は、合掌造り家屋を利用した劇場など、特徴のある劇場には適用しにくい基準があり、興行場の許可が得ることが困難である。そのため、現在、劇場としての利用は、興行場の許可が不要な基準として厚生労働省が示す「月4日」以内に止めるよう利用計画を立てざるを得ず、本格的な舞台芸術空間としての利用の障害となっている。	富山県	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA	「演劇の利賀」として国際的に知られる利賀村で、これまでの実績を活かし、国際的な舞台芸術人材育成などの専門的な創造・教育事業や、「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間の創造など、世界の舞台芸術の拠点づくりに取り組む。このため、舞台芸術特区TOGAとして、外国人舞台芸術家の入国手続きの迅速化や在留資格の特例、合掌造りの劇場の芸術性をより高めるための消防法の規制緩和、建築基準法の緩和などを求めるものであり、世界一流の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として、富山から世界へ発信する。
1261	12611010	介護をしているお母さんの環境支援特区	これまで以上に高齢者の在宅福祉サービスを充実・拡大させ、女性の社会参加を促進するために、デイサービスの利用枠の拡大、パッケージ化されたサービスの提供、高齢者の送迎サービスを行い、これまでサービスを受けることができなかった高齢者デイサービス利用や知的障害者が指定通所介護事業所のデイサービス利用を可能にする。家族に代わって送迎を担うものが生まれることで、家族の負担を軽減する。高齢者の送迎サービスの実現などで、女性の社会参加が促進されることも期待できます。	これまで以上に高齢者の在宅福祉サービスを充実・拡大させ、女性の社会参加を促進するために、デイサービスの利用枠の拡大、パッケージ化されたサービスの提供、高齢者の送迎サービスを行い、これまでサービスを受けることができなかった高齢者デイサービス利用や知的障害者が指定通所介護事業所のデイサービス利用を可能にし、住み慣れた地域での生活をさらに便利にします。家族に代わって送迎を担うものが生まれることで、家族の負担を軽減し、家族の就労を可能とします。高齢者の送迎サービスの実現などで、女性の社会参加が促進されることも期待できます。	介護も、これから高齢化社会を向かえるに当たり切実な問題ですが、介護される側には、介護保険など様々な支援がありますが、介護する側はなんら補助もなく、肉体的、精神的、経済的な負担を強いられています。だれもが安心して、住み慣れた地域で暮らすにつけるためには、これまで以上に高齢者の在宅福祉サービスを充実・拡大させる必要があります。また、女性の社会参加を促進するためには、社会参加を阻害している要因を取り除く必要があります。これまでサービスを受けることができなかった高齢者デイサービス利用や知的障害者が指定通所介護事業所のデイサービス利用を可能にすることは、住み慣れた地域での生活をさらに便利にします。家族に代わって送迎を担うものが生まれることで、家族の負担を軽減し、家族の就労を可能とします。高齢者の送迎サービスの実現などで、女性の社会参加が促進されることも期待できます。	新潟県 東京都	新潟 ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会	介護をしているお母さんの環境支援特区	これまで以上に高齢者の在宅福祉サービスを充実・拡大させ、女性の社会参加を促進するために、デイサービスの利用枠の拡大、パッケージ化されたサービスの提供、高齢者の送迎サービスを行うことを提案いたします。これにより、これまでサービスを受けることができなかった高齢者デイサービス利用や知的障害者が指定通所介護事業所のデイサービス利用を可能にし、住み慣れた地域での生活をさらに便利にします。家族に代わって送迎を担うものが生まれることで、家族の負担を軽減し、家族の就労を可能とします。高齢者の送迎サービスの実現などで、女性の社会参加が促進されることも期待できます。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1267	12672080	保健所長の医師資格要件の廃止	保健所長の医師資格要件が廃止されることにより、適材適所の人事配置を推進し、保健所業務の効果的実施を図る	保健所長の医師資格要件が見直されることにより、地域の実情にあった適材・適所の人員配置が可能となり、保健所業務の効果的実施が可能となる。	平成16年の地域保健法施行令の改正により、医師以外の者に対して、例外的に保険所長となることが認められた。その方向性は評価できるが、施行令で規定された保険所長となりうる医師以外の者の要件を満たすことは非常に困難。 本県としては、医師以外の者を保険所長とするか否かの判断は、地方自治体の裁量に委ねられるべきであると考え。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672100	措置入院者の退院審査等を行う精神医療審査会の設置要件の緩和	措置入院者の退院審査等を行う精神医療審査会やその事務を担う精神保健福祉センターは、県と指定都市に必置とされており、保健所設置市に対し、これら一連の事務(入院措置等)の権限移譲ができない状況。 保健所設置市等の市町が、人権問題等ナイーブな性格を持つ当該事務に、より細やかに対応していけるよう、要件の緩和が必要。	精神医療審査会の必置規制の緩和が行われることにより、精神医療業務に係る事務がスムーズに基礎自治体へ移譲することが可能となる。	本県においては、平成16年度に「分権改革推進計画」を策定し、基礎自治体への権限移譲項目について整理したところ。その中で、措置入院者の退院審査等は精神医療審査会が行い、その事務については、精神保健福祉センターが実施している。 これら両者は、現在、県でその事務を行っているが、先述の「分権改革推進計画」の移譲項目として整理している内容でもある。 ここで、県の計画に基づき、県の事務である精神保健福祉センターの事務を基礎自治体に移譲した場合、移譲先に精神医療審査会が存在しないため、審査を行わせることができず、権限移譲の弊害となっている。 したがって、精神医療審査会の設置要件を緩和し、都道府県だけでなく、各市町村でも設置できるよう提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672110	児童福祉施設等における施設設置基準、職員配置基準の最低基準の見直し	児童福祉施設、保育所の調理室の設置基準を廃止し、設置管理者の裁量により設置できるよう制度の見直しを行うこと。	調理室については、昨年度の提案以降、所要の措置が講じられているが、地方自治体の裁量に委ねられた対応となっていない。 調理の外部委託の容認や委託先の充実といった昨今の状況を踏まえると、調理室の設置については地方自治体の裁量に委ねられるべきである。	調理員については、現行規定及び特区の特例措置により、外部委託等が可能とされている。 調理室については、昨年度の提案において、「家庭的な雰囲気確保」を理由に対応不可とされたところ。 調理の外部委託化が容認され、外部委託先も充実してきている現状を鑑み、調理室の設置についても、設置管理者である地方自治体の裁量に委ねられるべきと考え。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1267	12672190	中小企業労働力確保法及び介護労働者法における県知事による改善計画の認定事務の廃止	中小企業労働者確保法及び介護労働者法において、県知事が行う改善計画の認定について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと。	雇用・能力開発機構都道府県センター並びに介護労働安定センターに事務が一元化されることにより、ワンストップサービスによる行政サービスの向上及び効率化が期待できる	<p>【中小企業労働者確保法】</p> <p>現在、改善計画の認定は県が行い、その計画認定の後に行われる助成金支給事務については、雇用能力開発機構都道府県センターで行っている。</p> <p>事業主は各種助成制度を利用するために改善計画の認定申請を行っているのが実態であり、また、実質的な改善計画策定指導等についても、雇用・能力開発機構が行っており、当該機構でこれらの事務を一括して行うことが、申請事業主の負担軽減につながり、また行政のコスト縮減にもつながる。</p> <p>なお、雇用・能力開発機構は、法律により設置されている独立行政法人であり、雇用管理に関する相談等の業務を実施しており、改善計画の認定についても、十分対応できる組織であると考える。</p> <p>また、県の中小企業施策についても、当該機構からの情報提供により、各中小企業の把握等は可能であり、十分な助言・指導を行うことができる。</p> <p>したがって、平成17年度提案においても、当該項目を提案する。</p> <p>【介護労働者法】</p> <p>前述の中小企業労働力確保法に係る事務の流れと同様であるため、その事務を介護労働安定センターに一元化することが、事業主の負担軽減及び行政のコスト縮減の観点からも有効である</p> <p>したがって、当該項目も提案することとする。</p>	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	<p>本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。</p> <p>このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。</p> <p>また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。</p>
1276	12761010	臨時飲食店出店の2層シンク(手洗用・排水用)の設置(給排水設備共)の緩和	イベントなどで臨時飲食店を出店する場合、主に衛生上の問題から2層シンク(手洗用・排水用)の設置(給排水設備共)が必要とされています。しかしながら、作業の度合いによってはあえて設置の必要はないケースもありうるため、その場合シンク設置を免除するというものです。各種イベントへの積極的参加の可能性が広がり、イベントの活性化に貢献出来ます。	イベントなどで臨時飲食店を出店する場合、主に衛生上の問題からと思われるが、食材を切ったり、煮たり、焼いたりといった本格的な調理の場合は2層シンク(手洗用・排水用)の設置(給排水設備共)が必要であるが、シンクの不要なケースとして、生ビールを注ぐ。調理済みの汁物、丼物を盛る。などの場合は使い捨て容器を使用し、店員は手指をアルコールスプレーにて消毒しながら作業を行なう。そのような場合、シンク設置を免除する。このことが認められると、各種イベントへの積極的参加する企業が増え、イベントの活性化、賑いに貢献出来ると思われれます。	イベントなどで臨時飲食店を出店する場合、2層シンク(手洗用・排水用)の設置(給排水設備共)が必要とされていたため、出店のコストが上がり、各種イベントへの出店が厳しかったので、作業の度合いに応じて、シンクの設置を緩和する。それにより、食材を盛り付けするだけの出店の場合、シンクの設置を免除されれば、各企業の出店コストが下がり、より多くの企業が出店できるようになる。全体としてイベントに多くの出店企業が集まり、イベント全体の活性化にもつながる。	新潟県	新潟ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会	臨時飲食店出店の2層シンク(手洗用・排水用)の設置(給排水設備共)の緩和構想	<p>イベントなどで臨時飲食店を出店する場合、主に衛生上の問題から2層シンク(手洗用・排水用)の設置(給排水設備共)が必要とされています。</p> <p>しかしながら、作業の度合いによってはあえて設置の必要はないケースもありうるため、その場合シンク設置を免除するというものです。シンクの設置を免除されれば、より多くの企業が出店できるようになる。全体としてイベントに多くの出店企業が集まり、イベント全体の活性化にもつながります。</p>
1282	12821010	厚生労働省 放課後児童健全育成事業について	厚生労働省の定める運営主体が市町村、社会福祉法人、父母会、運営委員会、その他の者とあり、民間の認可を許可していない点	民間運営での放課後セカンドハウスを設立し、営業時間を午後7時ないしは8時とし、働く母親支援目的の一つとする。また必要あれば夕食サービスも実施する。主な知育内容は、外国人指導員による英語を主体とした外国語で行い、毎日の生活の中での英語体験を通じて、英語学習の一環とする。日本人指導員もバイリンガルの人員を登用し、プログラムとしてはただ預かるのではなく、ゲームやスポーツ、歌、実験、工作、イベントの実施などを盛り込み、セカンドハウスに一歩足を踏み入れたら英語を公用語とし運営し、日常生活の中での体験をつみかさねていくことで、習慣や、文化の違いを学習していく。現在まで存在していない指導員の要件やガイドラインを適切にするとともに、処遇の面も好転できるような措置を加え、研修後を実施し、研修後に一定の品質ラインに適合した指導員を揃え、学童施設にありがちな、「清潔感がない、共働き家庭の子供達が通う場所」というイメージを払拭し、「誰もが通いたくなるようなセカンドハウス創り」を目指します。	民間運営での放課後セカンドハウスを設立し、営業時間、知育内容を充実させ、待機児童のニーズに速やかに答えると共に、働く女性の視点にたつて、安心して子供を預けられる知育の場を形成していく。単なる保育所ではなく、外国人指導員による外国語での指導、知育を充実させ、国際社会を担うグローバルな視点に立てる人材育成を目指す。	愛知県・東京都・大阪府	株式会社ダブリュファイブスタッフサービス	子育て支援及び開放型知育保育(現計画)	<p>安心して母親が働ける環境作りと子供達の健全な地域での育成のために、放課後セカンドハウス設立を目指します。放課後セカンドハウスでは外国語(英語その他の言語)による生活指導を目的とし、施設の指導員にも外国人を積極的に登用し、他の学童施設では得られない国際色豊かな人間教育を目指します。学校現場では限られた時間内での語学教育が、生活の場での必須言語となり、多くの児童が驚くほどに吸収力を高め、語学のへ興味のみならず海外へ目を向けることにより、グローバルな視点を備えた人材育成につながっていきます。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1283	12831010	働くお母さんの子育て環境支援特区	公立保育園の今までのノウハウ、組織力を活かし、公立保育園が民間(無認可保育園など)を援助し、実施研修や情報交換、また、指導監査を行うことで、より、安心して子供をあずけられる民間保育園(主に夜間保育をしているところ)を行政とのタイアップで構築する。また、未満児などの受け入れに関する規制の撤廃などを行うことを提案いたします。	公立保育園の今までのノウハウ、組織力を活かし、公立保育園が民間(無認可保育園など)を援助し、実施研修や情報交換、また、指導監査を行うことで、より、安心して子供をあずけられる民間保育園(主に夜間保育をしているところ)を行政とのタイアップで構築する。また、未満児などの受け入れに関する規制の撤廃などを行うことを提案いたします。	近年は、長引く不景気で専業主婦から働きに出る母親が増えてきています。しかし、希望どおりの時間帯で働けるケースが少なくなってきました。子育てしながら働くことが困難になってきています。そこで、公立の保育園などの役割が大きくなっていますが、保育園の量的質的拡充の必要性があると思います。しかし、現在の流れからして、民間委託、もしくは、民営化によるコスト削減が叫ばれているので、難しいと考えます。そこで、公立保育園の今までのノウハウ、組織力を活かし、公立保育園が民間(無認可保育園など)を援助し、実施研修や情報交換、また、指導監査を行うことで、より、安心して子供をあずけられる民間保育園(主に夜間保育をしているところ)を行政とのタイアップで構築する。また、未満児などの受け入れに関する規制の撤廃などを行うことを提案いたします。	新潟県 東京都	新潟 ニュービジネス協議会、日本 ニュービジネス協議会 連合会	働くお母さんの子育て環境支援特区	公立保育園の今までのノウハウ、組織力を活かし、公立保育園が民間(無認可保育園など)を援助し、実施研修や情報交換、また、指導監査を行うことで、より、安心して子供をあずけられる民間保育園(主に夜間保育をしているところ)を行政とのタイアップで構築する。また、未満児などの受け入れに関する規制の撤廃などを行うことを提案いたします。
1289	12891010	高度先進医療承認を受けるための要件の緩和	陽子線を使用したがん治療については、現在は医療保険適用が一切認められていないが、この最先端の治療を広くがん患者が享受できるように、入院費等の医療保険適用が認められる高度先進医療の承認手続きの簡素化を図る。	本県が整備を予定している陽子線がん治療・研究施設が特定承認保険医療機関として承認を受けた後、悪性腫瘍に対する粒子線治療を高度先進医療として速やかに実施できるようにする。同センターが運営を開始すると同時に高度先進医療として粒子線治療が行うことができるようになる。	現在、陽子線がん治療を行う医療機関が高度先進医療の承認申請をした場合、中央社会保険医療協議会および高度先進医療専門家会議において、有効性、安全性、普及性等を個別に検討した上で厚生労働省が承認しているが、当該治療設備は、既に薬事法に基づく医療用具の承認を受けており、すでに普及段階にあることから、平成15年度に導入された承認手続きの簡素化の対象とする。	福井県	福井県	がん治療特区	本県では、本年3月に「エネルギー研究開発拠点化計画」を策定し、本県を原子力を中心としたエネルギーの総合的な研究開発拠点地域とするための施策を取りまとめたところであり、その中で原子力技術に関連する放射線を利用した全県的な陽子線がん治療・研究施設を整備することとしている。整備予定の陽子線がん治療・研究施設を有効的に活用し、同施設を中心として県内医療機関のネットワークによる多彩な治療方法を組み合わせたがん治療の先進地を目指す。そこで、悪性腫瘍に対する粒子線治療を高度先進医療として承認を受けるための要件の緩和することで、原子力に関する陽子線がん治療施設を中心としたがん治療の先進的モデルを構築する。
1291	12911010	中規模医療機関の治験ネットワークにおけるNPO法人による共同IRB設置と各施設IRBとの業務分担の可能化	「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第27条を緩和し、治験審査委員会の設置をNPO法人にも拡大するとともに、中規模病院の施設IRBとの業務分担ができるようにする。	難治性希少疾患など専門性の高い臨床試験について、専門的見地から適切な審査を迅速に実施する必要があるため、小規模医療機関でない場合においても、NPO法人(臨床研究・教育支援センター)と地域の国公立病院等(40病院)で構築している「大阪圏治験ネットワーク構想」において、同NPO法人が治験審査委員会(共同IRB)を設置し、治験実施計画書等の初期段階にかかる科学的・倫理的な調査審議や有害事象報告の審議等を一括して行い、その他の調査審議は各実施医療機関が設置した治験審査委員会(施設IRB)が分担することにより、治験の質の向上、効率化を図る。	日本の治験制度の課題として、1医療機関あたりの症例が少なく、必要人数を確保するために多くの医療機関と契約することから、被験者確保に時間を要し、医療機関や治験審査委員会(IRB)としての技術的ノウハウが蓄積されにくいことが挙げられ、質の向上と迅速化が求められている。特に、難治性希少疾患など専門性の高い臨床試験については、それが、より強く求められている。このような中、大阪では産学官が連携して治験を含めた総合的な創薬推進方策を検討するため、平成15年4月に有識者による「創薬推進連絡協議会」を設置し、「臨床試験推進部門」となるNPO法人(臨床研究・教育支援センター)と地域の国公立病院等(40病院)でネットワークを形成する「大阪圏治験ネットワーク構想」を検討してきた。本件は、平成15年6月の第3次提案において特区提案を行い、厚生労働省からは、「NPOがIRBの設置主体となるための要件について検討が必要。」とする旨の回答があったところであり、その後、ネットワーク病院の患者のデータベースのシステムの構築を進めるなどの取り組みをしながら、国の検討を待っていたところである。しかしながら、現在まで具体的な検討がなく要件が定められなかったため、治験ネットワーク構想の推進に支障が生じている。また、業務分担については、第3次提案において、「治験審査委員会としての結論に対する責任は、実施医療機関の長が設置するIRBが負うものであり、責任や役割の分担を外部機関で行うものではない。但し、外部機関の審議結果を利用して当該IRBの審議を効率化する対応は可能。」との旨の回答があったが、治験の質の向上や効率化を推進するためには、共同IRBと施設IRBの審議内容を業務分担することが不可欠である。そのため、IRBの設置主体にNPO法人を追加し、さらに、各中規模医療機関のIRBと業務分担することを可能とすることを再度提案するものである。これが実現すれば、治験が一層推進され、新しい薬を必要とする患者への早期の使用が可能となり、更に最新の医療の情報収集や治験薬の使用によるデータの集積など我が国の医療の向上にも寄与できる。	大阪府	創薬推進連絡協議会(大阪大学、国立循環器病センター、国立大阪医療センター、大阪府医師会、大阪府薬剤師会、大阪府看護協会、塩野義製薬(株)、大日本製薬(株)、武田薬品工業(株)、田辺製薬(株)、日本製薬工業協会、日本CRO協会、日本SMO協会、大阪商工会議所、大阪医薬品協会、大阪府)	大阪圏治験ネットワーク構想(バイオメディカル・クラスター創成特区)	難治性希少疾患などの創薬の治験を迅速に実施するため、NPO法人(臨床研究・教育支援センター)と地域の国公立病院等(40病院)で「大阪圏治験ネットワーク構想」を検討している。同NPO法人が治験審査委員会(共同IRB)を設置し、治験実施計画書等の初期段階にかかる科学的・倫理的な調査審議や有害事象報告の審議等を一括して行い、その他の調査審議は各実施医療機関が設置した治験審査委員会(施設IRB)が分担することは、治験の質の向上、効率化に有益であるので、IRBの設置主体にNPO法人を含めるとともに、中規模病院の施設IRBとの業務分担ができるようにする。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1295	12951010	厚生労働省 放課後児童健全育成事業について	厚生労働所の定める運営主体が市町村、社会福祉法人、父母会、運営委員会、その他の者であり、民間の認可を許可していない点	民間運営での放課後セカンドハウスを設立し、営業時間を午後7時ないしは8時とし、働く母親支援目的の一つとする。また必要あれば夕食サービスも実施する。主な知育内容は、外国人指導員による英語を主体とした外国語で行い、毎日の生活の中での英語体験を通じて、英語学習の一環とする。日本人指導員もバイリンガルの人員を登用し、プログラムとしてはただ預かるのではなく、ゲームやスポーツ、歌、実験、工作、イベントの実施などを盛り込み、セカンドハウスに一步足を踏み入れたら英語を公用語とし運営し、日常生活の中での体験をつみかさねていくことで、習慣や、文化の違いを学習していく。現在まで存在していない指導員の要件やガイドラインを適切にするとともに、処遇の面も好転できるような措置を加え、研修後を実施し、研修後に一定の品質ラインに適合した指導員を揃え、学童施設にありがちな、「清潔感がない、共働き家庭の子供達が通う場所」というイメージを払拭し、「誰もが通いたくなるようなセカンドハウス創り」を目指します。	民間運営での放課後セカンドハウスを設立し、営業時間、知育内容を充実させ、待機児童のニーズに速やかに答えると共に、働く女性の視点にたつて、安心して子供を預けられる知育の場を形成していく。単なる保育所ではなく、外国人指導員による外国語での指導、知育を充実させ、国際社会を担うグローバルな視点に立てる人材育成を目指す。	愛知県・東京都・大阪府	株式会社ダブリュファイブ・スタッフサービス、日本ニュービジネス協議会連合会	子育て支援及び開放型知育保育(現計画)	安心して母親が働ける環境作りと子供達の健全な地域での育成のために、放課後セカンドハウス設立を目指します。放課後セカンドハウスでは外国語(英語その他の言語)による生活指導を目的とし、施設の指導員にも外国人を積極的に登用し、他の学童施設では得られない国際色豊かな人間教育を目指します。学校現場では限られた時間内での語学教育が、生活の場での必須言語となり、多くの児童が驚くほどに吸収力を高め、語学のへ興味のみならず海外へ目を向けることにより、グローバルな視点を備えた人材育成につながっていきます。
1301	13011010	老人福祉施設ケアハウスと児童福祉施設の保育園並びに児童館の併設	ケアハウスや保育園児童館等に利用されている高齢者や幼児・児童が交流に生き生きと生活ができる。	ケアハウス、保育園児童館の併設により、共有スペースを活用(互いの良い点を活かし、相乗効果が期待出来る)	近年の高齢者の介護施設の利用増と働くお母さん方の保育の場の要望に子育て支援に少子化対策としての効果。	茨城県	有限会社ヘルスケアー下妻	三世代交流生き生き構想	幼児や児童と高齢者がともに触れ合う環境を創り、運動場や広場で共に遊び、野菜や草花を育て、ホールにて一緒にレクリエーションをしたりで互いの持つ特性、子供の持つ明るさや素直さ、高齢者の持つ優しさや思いやりを共に享受し生き生きと生活する事により生きる事の大切さや遅さを備える。元気なお年寄りが生活するケアハウスと幼児や児童の保育園や児童館が共に共有スペースを有し共に刺激しあい、今後の高齢社会における元気なお年寄り作りと子育て中のお母さんや結婚される女性と共に応援団となり子育て支援と少子化対策の一助になると確信するものです。
1301	13011020	施設の共有化	玄関、相談室、調理室、個別に必要とする施設を共有化し設備と機能の充実を図る。	レクリエーションホール、グラウンド、菜園等に於いてふれあい事業の展開や合同レクリエーション等に積極的に活用する。	高齢者の優しさや思いやり、子供達の明るさや素直さ、現在希薄化されている、和の心を大切に、人間としての生き方を学ぶ事が出来る。	茨城県	有限会社ヘルスケアー下妻	三世代交流生き生き構想	幼児や児童と高齢者がともに触れ合う環境を創り、運動場や広場で共に遊び、野菜や草花を育て、ホールにて一緒にレクリエーションをしたりで互いの持つ特性、子供の持つ明るさや素直さ、高齢者の持つ優しさや思いやりを共に享受し生き生きと生活する事により生きる事の大切さや遅さを備える。元気なお年寄りが生活するケアハウスと幼児や児童の保育園や児童館が共に共有スペースを有し共に刺激しあい、今後の高齢社会における元気なお年寄り作りと子育て中のお母さんや結婚される女性と共に応援団となり子育て支援と少子化対策の一助になると確信するものです。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1303	13031010	管理栄養士国家試験受験資格要件の緩和(栄養士法第5条の3第3号で規定される卒業後の1年以上の実務経験の免除)	管理栄養士養成施設におけるカリキュラムと同等内容のカリキュラムを履修し修了する本学専攻科学生に対し、栄養士法第5条の3第3号で規定される卒業後の1年以上の実務経験の免除の特例を求める。	地域の中核病院等で本学所定の校外実習科目を履修した学生が、専攻科食物栄養専攻修了と同時に受験資格を得て、管理栄養士国家試験を受験し就職できるようにする。このことにより、学生の就職先の選択肢が増え、より高度な栄養指導の業務に従事することが可能になる。静岡県東部地域は、静岡県が「富士山麓先端健康産業集積構想(ファルマバレー構想)」を推進しており、地域住民の健康増進・疾病克服・経済基盤確立等活力あふれる豊かな健康社会を実現させ、世界一の健康長寿県を目指している。しかし、静岡県東部地域には管理栄養士養成施設がなく、病院・学校・保健センター・特別養護老人ホームなど管理栄養士が必要とされる施設が528(別添資料3参照)ある。地域に根ざした大学から多くの管理栄養士を輩出し、前述の施設に学生が就職することでファルマバレー構想を食事や栄養面で推進していく。	前回の提案時(第5次提案)の厚生労働省の回答は、「管理栄養士養成施設と同等であるとは考えられない」とのことであり、履修カリキュラムの見直しを行い、管理栄養士養成施設の履修カリキュラムと本学短期大学部食物栄養学科(2年)及び専攻科食物栄養専攻(2年)の履修カリキュラムは同等もしくはそれ以上の内容とした。(別添資料5参照)	静岡県	静岡県三島市、日本大学短期大学部専攻科食物栄養学専攻	ファルマバレー構想(富士山麓先端健康産業集積構想)産官学連携RD人材育成特区 RDはRegistered Dietitian(管理栄養士)の略	日本大学短期大学部食物栄養学科及び同専攻科食物栄養専攻の4年間の履修カリキュラムは、管理栄養士養成施設のそれと同等であるにも関わらず、修了後1年以上の栄養指導の実務経験を必要とする。この実務経験の規制の緩和により、同専攻の学生は修了と同時に管理栄養士国家試験が受験可能となり、人材育成が急がれる地域の医療機関等への管理栄養士の人材提供が可能になる。また、静岡県は東部地域で「富士山麓先端健康産業集積構想(ファルマバレー構想)」を推進しており、医療、健康産業の集積と地域における産官学連携による世界一の健康長寿県を目指している。本学でも人材の育成を通して、健康長寿社会実現の役割の一端を担っていく。
1308	13081010	認可保育所 保育士配置基準の緩和プロジェクト	児童福祉施設最低基準 第五章保育所 第33条 職員 保育所には、保育士……を置かなければならない。 職員の100%に保育士資格が必要となるが概ね1/3程度は一定の条件のもとに保育士資格がなくともよいとする案。	認可保育所の保育従事者の制限を緩和し、全体の1/3までは、以下を要件として保育士に代替できるものとする。 幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭資格及び3年以上の実務経験を有する 体育系大学、芸術系大学を卒業し、社会人経験5年以上の実務経験を有する 国籍に関係なく英語がネイティブレベル 日本の大学を卒業し、社会人経験10年以上の実務経験を有する 保育関連、幼児教育関連企業において2年以上の実務経験を有する 等 これにより、従来と比べて、多様なキャリア・知識を有する人材を採用することが可能となり、また、そうした人材により幅の広い保育カリキュラムが提供できるようになり、コストの増加なしに認可保育所の保育サービスの付加価値を上げることが可能となる。この規制緩和により、既存の認可保育所の枠の中で競争が生まれ、わが国における保育サービス全体の質をかさ上げすることを目的とする。	認可保育所における保育従事者は、児童福祉法により保育士資格保有者に限定されている。この制限があるため、保育従事者に多様なキャリア・知識を有する人材を採用することができず、保育カリキュラムの広がりや制約になっている。こうした制限を緩和し、多様な人材による多様な保育サービスの提供を可能にするもの。	東京都	株式会社ポピンズコーポレーション	認可保育所 最低基準の緩和プロジェクト	認可保育所の保育従事者の制限を緩和し、全体の1/3までは、以下を要件として保育士に代替できるものとする。 幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭資格及び3年以上の実務経験を有する 体育系大学、芸術系大学を卒業し、社会人経験5年以上の実務経験を有する 国籍に関係なく英語がネイティブレベル 日本の大学を卒業し、社会人経験10年以上の実務経験を有する 保育関連、幼児教育関連企業において2年以上の実務経験を有する 等 これにより、従来と比べて、多様なキャリア・知識を有する人材を採用することが可能となり、また、そうした人材により幅の広い保育カリキュラムが提供できるようになり、コストの増加なしに認可保育所の保育サービスの付加価値を上げることが可能となる。この規制緩和により、既存の認可保育所の枠の中で競争が生まれ、わが国における保育サービス全体の質をかさ上げすることを目的とする。